

# 東洋學報

第四拾壹卷第一號

昭和三十三年九月

## 論 説

### 朝鮮の年號と紀年(上)

藤田亮策

- 一 序記
- 二 朝鮮の年號
  - (1) 朝鮮の建元
  - (2) 中國の年號
  - (3) 避諱年號
- 三 朝鮮の紀年(以下次號)
  - (1) 千支紀年
  - (2) 即位紀年
- 四 結語
  - (1) 年號紀年
  - (2) 三元甲子
  - (3) 建國紀年
  - (4) 佛誕紀年
  - (5) 崇禎紀年
  - (6) 特殊紀年

### 一 序 記

學界には常識的になつてゐるこの問題を、事新らしく持ち出すについてはいくつかの理由がある。十年餘を朝鮮史の原史料から離れていて、さて何かの材料を探すに當つて、日本には資料の少いことが先づ不便である。特に年代の明瞭でないも

のが多く、紀年 の方法に幾通りかがあり、王位稱元にも混亂を免れない。不十分の史料でこの混雜した年代を手早く處理するには閉口である。金石文を讀むにしても、干支のみのもの・中國の年號・王の即位紀年・三元甲子・佛誕紀年・開國紀年と錯雜して、正確の年紀に當てはめるのに苦心する。王位稱元にしても載籍により一致を缺き、崇禎紀年の複雜さに至つては専門家と雖も首を傾けることが多い。

このような紀年の混亂の外に年號の錯雜が加わっている。大國の正朔を奉じて事大の誠を盡すのはよいが、宋と契丹、遼と金と元との年號を時によつて使い分け、或は双方を併用することもある。大國の年號の外に王の即位紀年と干支紀年を混用し、更にいくつかの朝鮮獨自の年號も加わるのである。避諱によつて大國の年號を變更した峻豐・立炎・正豐などは、朝鮮の建元と考えられたこともある。こんな厄介の紀年法を持つた地方は他に少いと思う。

その上に中國に資料の少ない北元の宣光の年號も朝鮮史料に現われ、これを年表のどこに置くかも問題がある。少くとも私達の日常使いなれた「歐亞紀元合表」の北元條は誤つてゐる。朝鮮の年表の唯一のものと云つてよい魚氏の「東史年表」も、改訂版が發行禁止を食つたために、大正四年初刊本には誤謬が多い。朝鮮史の研究者が困却するのは當然である。

朝鮮史の先覺者たる今西龍博士にも小田省吾先生にも、朝鮮の紀年、特に三國史記の稱元法についての詳密の論考があり、<sup>(1)</sup>今西博士には別に正豐と峻豐并に光德の年號に就いての研究が發表されている。<sup>(2)</sup>朝鮮史研究の基礎問題として重視し、苦心された迹が歴然としている。從つて朝鮮の王位稱元法、特に三國史記の紀年法は以上の論文につくされていて、今更繰り返す必要はないかに思われる。然し朝鮮の年號と朝鮮に使用された年號を検討するに當り、當然紀年法と稱元法とに觸れることなり、その後の新らしい考察をつけ加えて、年號と紀年法とを綜合して表示し、一には兩先生の研究に敬意を表し、他面新しい研究者の便宜をはかることを趣旨とした。<sup>(3)</sup>

註

(1) 今西龍「朝鮮に於ける國王在位の稱元法」(東洋學報一一三)

小田省吾「三國史記の稱元法並に高麗以前の稱元法の研究」(東洋學報一〇一、一一)

(2) 今西龍「正豐峻豐等の年號」(東洋學報一一一)

今西龍「壽隆の年號につき故不子尙氏の所說を紹介す」(考古學雜誌一一〇)

今西龍「高麗の年號光德の年代」「光德年代考補」(考古學雜誌三一、三)

(3) 朝鮮の年表には次の各種が参考とされる。

海印寺雜板中高麗板歷代表(高麗高宗頃までの年表)

三國史記年表(三國史記卷二九、三〇、三一)  
三國遺事王曆(三國遺事王曆第一、東京大學刊本・今西先生藏  
本等前半缺)

同(三國遺事、崔南善編、三中堂刊)

高麗史年表(高麗史八六一八七)

魚允迪「東史年表」(大正四年寶文館刊)

吉田英三郎「朝鮮年表」(大正四年刊)

中國東國古今歷代圖一枚(折本)

經世指掌二冊(上下)

森潤三郎「朝鮮年表」(明治三十七年刊)

鮎貝房之進「雜攷」六下附「書年月日例」

## 二 朝 鮮 の 年 號

ここに朝鮮の年號というものは、古來朝鮮半島に行われた年號を指すのである。歴代の文献・金石文の内から、朝鮮に行われた年號を拾つて、「朝鮮使用年號表」を作ると便宜であるが、複雑困難で完全のものは期待し難いので、先づ朝鮮獨自の建號・正朔を奉じた使用年號・避諱による年號の三種を擧げることとする。

日本に東洋流の年號が立てられたのは七世紀であり、天子の謚號・陵號も同じ頃に中國に摸仿している。大和朝廷が年號を稱する頃には、朝鮮の新羅は早くも自年號を廢して唐の年號を使用しその暦法に従つてゐる。三國史記・三國遺事によれば、新羅は法興王の建元建號(西紀五三六)以下七年號が記録され、金石文にも二三例を見ることができる。日本の大化元年(西紀六四五七)

に先だつ百年餘である。新羅善德女王が太和の年號をやめ、唐の永徽元年六五を使用した年は、日本の白雉元年に當る。

然るに、新羅にも、百濟にも史籍に傳わらぬもつと古い頃の年號があつたらしく、金石銘により推定できるものがある。して見るとこの他にもまだいくつかの年號があつたかとも考えられ、全く史料の失われた百濟・加羅諸國に就いては特にこのことが想像される。高勾麗廣開土王陵碑に見る永樂の年號とその堂々たる文章文字は、その前後の諸王にも年號の存在を推察させるに十分である。大陸との交通の頻繁度とその距離とが、年號制を始とする大陸文化浸潤の尺度であることは當然であろう。

日本が隋唐の年號を使用しなかつたことは、その民族性と自立意識の強い爲めでもあるが、距離の稍遠く、島國であつた點も考慮に入れる必要がある。新羅や高麗が正朔を奉じて大陸の年號を使用したのは、地理的關係の止むを得ないものと、親近の爲めに自然に尊崇するに至つた點のあることも否定できない。高麗は特に強國間の政治的壓力に大きな原因がある。けれども、高麗の太祖・光宗の建元は、後三國の弓裔とか善德女王以前の新羅と同様に、文化の影響によつて反つて民族的自立意識を高めた爲めといふことができる。朝鮮末の韓國の光武・隆熙・開國紀元等は、もつと強い獨立國としての標榜でもあつた。

#### (1) 朝鮮半島の建元

朝鮮獨自の年號は十數に過ぎず、新羅の年號以外は連續建號が少く、繼續使用の年數も永くない。然し湮滅して今に傳らぬもののあることも想像できるが、百濟・任那の歸化人のもたらした記録に傳えていらないらしいことも注目する必要がある。紀年の方に干支による數え方が傳えられたのは比較的早く、南朝鮮も日本も年號より早いことは確かである。しかし何

時頃からとする推定は困難である。中國人の北部朝鮮に移住した衛氏朝鮮や樂浪郡縣の人々は甲子も年號も知つてゐたに違いない。然し百濟人・新羅人が甲子で數えたのは、早くとも四世紀以後でなければならない。年號に至つては更に遅く、統一的國家體制の整つてからの摸仿である。それにも高句麗の「永樂」は四世紀末であり、新羅の「延壽」も五世紀末乃至六世紀初と推定される。今國別に順次建號を拾つて見る。

### (1) 高勾麗の永樂

今日まで知られた高勾麗國の建號は「永樂」のみである。中國の正史にも三國史記にも記録されず、好太王の子孫と自稱する日本の歸化人達にも、「永樂大王」の稱號は傳えられていなかつたらしい。

滿洲輯安縣東崗に巨碑があり、龍飛御天歌第三十九章の註の夾註に

平安道江界府西越江一百四十里、有大野、中有古城、諺稱大金皇帝城、城北七里有碑、又其北有石陵二<sup>(1)</sup>

輿地勝覽の皇城坪・皇帝墓の記事もこれに當り、朝鮮の滿浦鎮・高山鎮の對岸に在る通溝盆地を指すこと明かである。今日の輯安縣城を金の皇帝城と傳え、將軍塚・大王陵等の大石塚をもその時代としたことは、滿洲側の所傳か朝鮮人の推定が明かでないが、高麗史恭愍王世家十九年庚戌の「東至皇城」の記事からも、李氏朝鮮初期に既にかく傳承したことは疑はない。御天歌註の「城北七里有碑」は正しく今日の廣開土王陵碑に當り、當時樹立してゐたことを物語る。將軍塚の前面に立つて磁針により正南を求めるに、この陵碑の右側を通り輯安縣城の東門に達する。門から碑まで約三杆であり、朝鮮里の七里に當る。

この碑が土中に埋もれたり倒伏したものでないことは、大正七年の黒板博士の調査により明瞭で、基礎石と碑との關係から疑うことはできない<sup>(2)</sup>。萬曆二十四年九月の申忠一建州奉使圖記にも、丘柴項古介に至る途中に「皇帝墓」と「碑」とを圖

示し、當時碑の所在が明かであつたことを知る<sup>(3)</sup>。萬曆以降の邊界圖や江界邑誌その他の地圖にも碑の形を描き、古墳と石城の所在を明示してある<sup>(4)</sup>。通溝平野から板倉嶺を通じて懷仁に出で、またここから禿魯江に沿うて咸興平野に出たことは、毋丘儉の東征でも李成桂の東寧府攻掠の經路でも推測できる。朝鮮側では重要な交通路としてこの方面の觀察を怠つていない。この碑につき數言を費したのは、一部の人々の間に碑が動かされたとか、或は光緒の初に土中から掘り出したとの説が行われているからである。碑は千五百年間立つていたが、清朝の輯安縣設置後久しからず、文字ある人に注目され紹介されたと解すべきであろう<sup>(5)</sup>。

いふまでもなく通溝盆地は高勾麗の都城の地で、萬に近い大小の古墳と、山城子山城及び輯安縣城の二石城を遺し、六處に大建築址が見られる。この碑が高勾麗廣開土壤平安好太王の陵碑であることは碑面に明記してある。碑の第五行・六行に二九登祚、號爲永樂大王

卅有九晏駕棄國、以甲寅年九月廿九日乙酉、遷就山陵、於是立碑、銘記勳績、以示後世焉

第一面七行から第三面六行の間に、王の功績を記載して次の年紀が見られる。

永樂五年歲在乙未 王以裨麗不…

倭以辛卯年來渡海、破百殘△△△羅

六年丙申 王躬率△軍、討△殘國軍

八年戊戌 教遣偏師、觀息慎土谷

九年己亥 百殘違誓、與倭和通

十年庚子 教遣步騎五萬、往救新羅

十四年甲辰，而倭不軌，侵入帶方之界。

十七年丁未 教遣步騎五萬

廿年庚戌 東夫餘舊是鄒牟王屬民

以上によつて永樂元年は辛卯に當り、永樂大王とあるからこれを王の年號と見ることが出來る。永樂元年辛卯に二十九の十八歳で即位し卅九で薨去したとすれば永樂二十二年壬子のこととなる。然るに三國史記年表も三國遺事王曆も共に壬辰に故國壤王薨じて廣開土王談德即位、癸丑の年に廣開土王薨じ長壽王巨連即位元年としてある。碑と一年の差があるのみでなく、廣開土王本紀と碑文とではつきりと年代の合致する記事を見出し難い。今この碑により三國史記年表を參照して廣開土王の

## 年表を作れば

庚	丁	甲	庚	己	戊	丁	丙	乙	壬	辛	干
戌	未	辰	子	亥	戌	酉	申	未	辰	卯	支
二	一	一	一	〇	九	八	七	六	五	二	元
義	元				隆			太	東		
熙	興				安			元			
六	三	三	四	三	二	元	三	二	一	一	晉
廣	開	土	王								
史	記	年									
一	九	六	三	一	九	八	七	六	五	四	元
泰											
西	紀										
四	一	〇	七	四	〇	四	〇	〇	三	九	一
三	九	六	三	九	八	三	九	七	三	九	五

一一一

八

長壽王 二二

元

四二二

三

四一三

四一四

四五

壬子 癸丑

甲寅

乙卯

長壽王

一〇 九

一一

長壽王 二二

元

四二二

三

四一三

四一四

四五

このことは長壽王の即位と薨年並に次の文咨王の年代にも關係して重大の問題であるが、この問題に深入することはここでは避けて置く。

但し、甲寅年九月二十九日乙酉に山陵に遷して埋葬したことが明記され、碑はこの年に建てられたものと推定される。晉  
 義熙十年甲寅西紀四一四の九月は、三正綜覽によれば大月朔乙巳で、その二十九日は乙酉となる。高勾麗人が晉曆を得て忠實に  
 これに従つていたことが知られ、甲寅年は西紀四一四年に當ることを證明できる。従つて亦永樂大王の即位を西紀三九一年、  
 蔡年を四一二年とすることも確實である。この碑に記述された辛卯の年以降の日本・百濟・新羅・任那加羅の史實を、東洋  
 史家が高く評價する所以でもある。

ここに一つ解釋に困難な資料がある。昭和二十一年五月、京城駐留軍の命にて有光教一・金載元氏等が新羅の舊都慶州に  
 於いて發掘調査を行い、路西里百四十號墳から蓋付銅鏡その他を發見した。この青銅鏡の底面に隸體の美事の鑄出銘がある。

乙卯年國

岡上廣開

土地好太

王壺杼十

廣開土王陵碑に「國岡上廣開土境平安好太王」となつて居り、境が地となり、平安の二字が省かれているに過ぎない。蓋付

鏡を「壺杵」と稱するのも初見であるが、後述の延壽元年の蓋付銀鏡も「合杵」とあるから、當時の用例と知られる。何れにしても廣開土王に關係あるもので、字體も陵碑の碑面の文字に相通ずるものがある。然しそうは在世中になく、薨後三年で長壽王の時に當る。三國史記新羅奈勿王三十七年條に、後の實聖王が質子として高勾麗に送られ、十年にして歸國し、その翌年即位したとしている。恰も廣開土王の即位の年又はその翌年から十年で、當時の歴史的状勢から事實と信ぜられる。然し乙卯年を以て金載元氏の報告書記述の如く、廣開土王の記念の爲めに作った銅器とだけで説明できるかどうか。永樂年號研究の資料として附記して置く。

以上の外に高勾麗の年號は、六國史にも中國の史籍にも示されていないが、將來金石文その他からの發見を期待している。因に高勾麗關係の金石文は、滿洲に毋丘儉斷碑・牟頭婁墓文并に大王陵・千秋塚その他の塼銘があり、朝鮮に城壁石刻五種と塼瓦銘があり、魯山里古墳石室壁面に墨書が見られる。然し城壁石刻の干支の外に紀年は見當らない。

註  
（1）流布本御天歌に「越江古百四十里」とあるが、古刊本に「一  
百四十里」とあるが正しい。

（2）黑板博士の發掘調査の寫眞は「通溝」上冊に載せられている。

（3）申忠一の「建州奉使圖記」につきては、稻葉君山氏の報告文

（5）劉氏刊「海東金石苑」八卷本註參照

が青丘學叢にあり、李仁榮氏の覆刻卷子本は正確でその考證も信頼できる。

（4）邑誌とは地方郡縣地誌をいう。この國境地方には正確な關防の地圖が幾種もある。

## （2）新羅の延壽

大正十五年十月、瑞典皇太子殿下の考古學旅行を機會に、朝鮮總督府博物館は、朝鮮慶州路西里の一古墳を調査し、木棺内發見の黃金の宝冠の頂に鳳凰飾のあることから、この古墳を瑞鳳塚と名付けた。當時ヶスタフ殿下御夫妻が、さも嬉しげ

にこの金冠を手づから發掘されている姿が今も眼前に浮ぶ。<sup>(1)</sup> この古墳の副葬品の内に、高さ五・二五寸、徑六・一五寸の銀製蓋付碗があつた。蓋上に十字形の把手があり、碗底に高臺がつけられている。高勾麗廣開土王の乙卯銅碗より稍小形で、蓋の鉢が異なる。銀碗の蓋の内側に二行の彫銘がある。

延壽元年太歲在卯三月中

大王敬造合杼用三斤六兩

又銀碗の身の内側底面に二行の刻銘があり首尾は読み難い。

△△元年太歲在辛△△△

△太王敬造合△△△

辛と合の二字は下半を失い、その下に數字があつたらしい。蓋と身との銘は略同一であつたかと思うが、太歲辛卯を上下に分けたことは興味がある。<sup>(2)</sup>

大王の名は無いが、「敬造」は大王の爲めの製作を示すものか。「合杼」は壺杼墓出土の「壺杼」と同例で、「合」は盒、合子と同義と思う。杼は盆・盤・洗にも通じて用いるが、當時は大碗の意味に使つたらしい。「用三斤六兩」は銀三斤六兩で造つたことを指す。「元年」の元は一見「九」にも思はれる。

「延壽元年太歲在辛卯」とすれば、延壽は年號である。中國にも日本にも延壽の年號は無い。<sup>(3)</sup> 瑞鳳塚の遺物からも礫石を繞らした木柳墓の構造よりも、この墓は四世紀後半乃至六世紀初頭の古式古墳である。この頃に太歲辛卯は左の四例に過ぎない。

四五一	"	"	訥祇王	三五	"	"	長壽王	三九
五一一	"	"	智訂王	一二	"	"	文咨王	二〇
五七一	"	"	眞興王大昌	四	"	"	平原王	一三

古墳の性質から西紀三九一は古きに過ぎ、五七一は眞興王大昌四年に當る上に、法興王・眞興王の頃の陵墓は西岳の高地に作られ、平地の繞石柳古墳では無い。慶州の中央平地に高く墳丘を築き、地平下に木槨不棺を安置し、繞らすに礫石と粘土とを以てする特殊の葬法は、六世紀初頭以前に宛てるのが適當である。金冠塚・金鈴塚・飾履塚・壺杵塚以下皆之に當る。して見ると新羅訥祇王三五年（四五一）か智訂王一二年（五一一）の兩辛卯にこの紀年銘をあてることができる。濱田耕作博士はこれを智訂王十二年辛卯にあてて論ぜられたのは、慶州路西里・路東里の古墳伴葬品に連華文様の使用されたことも考慮されたもので、適當の推定と考える。<sup>(4)</sup>只わずかに二十五年後の西紀五三六年に、新羅は「建元」と年號を定め、史記に「始稱年號」として延壽に觸れていないのは如何なる理由かとの疑を持つ。<sup>(5)</sup>

すでに延壽の年號の確認される上は、この頃の新羅には他の年號があつたことも推測され、三國史記の建元以下七年號以外にも漏れたものがあることを想像できる。三國史記の基礎となつた舊三國史が、何時頃何人に編纂されたものか、その資料をどこに得たかも重大の關係がある。任那關係の缺如、甄萱の後百濟の記録の失われたことは、舊三國史の編修が高麗初期にあることを示すのであるまいか。

## 註

學術報告が發表されていない。

(1) 瑞鳳塚は慶州路西里の大圓塚の一で、金冠塚の西に接續して

(2) 千支を兩分して示した例は二三ある。

いる。民家の間にあり年々削平されるので、世界的考古學者としての瑞典皇太子の來朝を機會に發掘したもので、不幸にして

陽張撫夷塚

黃海道信川郡干城里博「建元三年大歲在巳八月孫氏造」（東晉建元三年乙巳—西紀三四五）

(3) 北魏宣武帝延昌元年壬辰（五一二）は文字も似て居り、智訂王三十二年の翌年に當るが、新羅は北魏と直接交通せず、寧ろ梁に接觸していた。

(4) 新羅二十二代王は、史記・遺事以下智證王とし、史記本紀に

### 新羅の七年號

三國史記年表并に新羅本紀には、新羅の年號七例を擧げ、建元・開國・大昌・鴻濟・建福・仁平・太和の建號と改元の年次を明記し、法興王から眞德王まで連續して自年號を使用したことを知る。三國遺事王曆には仁平・建福を脱しているが、遺事の紀異その他には、開國・建福・仁平・太和の年號が實際に使用された例を示し、大昌は摩雲嶺眞興王巡狩碑に明記してある。然し延壽の年號が漏れたのは何故であるか、法興王の「建元」を文字に拘泥して最初の年號と解したものか、將來の研究を必要とする。何れにしても、大陸の強大の勢力に壓迫されない眞德女王以前の新羅が、堂々と自年號を建てたことは興味深い。智訂王頃から大陸文化の浸潤著しく、佛法・儒道・諸藝も取り入れられ、新羅の國家的自立態勢の整つた時であつた。新羅も百濟も年號を建てたものと思われる。史記の編者金富軒が「新羅の若き一意以て中國に事え、使航貢篚道に相望む、而かも法興自ら年號を稱す、惑えり」と論ずるは、笑ふべき僻儒の考に過ぎない。<sup>(1)</sup>

三國史記年表からこの前後を抄出し、西紀を附記して参考とする。

(干支)

(梁・陳・唐年號)

(新羅王代)

(新羅年號)

(西紀)

乙卯

大同元

法興王二三

五三五

は「王薨、諡曰智證、新羅諡法始於此」と註がある。又本記の始めに「智證麻立干立、姓金氏、諱智大路、又智度路、又云智哲老」とあるが、遺事王曆の「智訂麻立干」が正しく、證の略字を「訂」と書くことから逆に誤つたものと思う。

(5) 中央亞細亞高昌國麁氏の年號に延壽がある。元年甲申（六一四）は唐の武德七年に當る。

初稱建元元年	五三六	真興王	二七三	太光太建大寶
改元開國	五四〇	真智王	一二一	庚申辰
改元大昌	五五一	真平王	二九	辛未子
改元鴻濟	五六八	善德王	三三	壬辰亥
	五七二	真德王	三七	丙午戌
	五七九		四	丁未申
	五八四		二二	戊辰午
	五八九		一一	己亥申
	五六八		一	庚午戌
	五六六			

以上の表を見ると、法興王一、眞興王三、眞平王一、善徳王一、眞徳王一の年號を持ち、その建元も改元も何れも即位年に關係なく、祥異とか大事變があつた爲めと思われず、眞興王戊子の大昌元年のみは、王の北境巡狩といふ大きな事件に當る。眞智王には建號のことがなかつたらしい。

法興王の「建元」は、法興王紀二十三年に「始稱年號、云建元元年」とし、遺事王曆に「是年始置、年號始此」とあつて、これ以前の年號が傳えられていなかつたらしい。

眞興王十二年春正月に「改元開國」とあるによれば、建元がこの年まで繼續したものか。王曆に「開國辛未十七」とあるのは、辛未を元年とし開國が十七年繼續した意味である。建元の繼續年數は示されていない。遺事迦葉佛冥坐石條に皇龍寺の

縁起を記して、

按國史、眞興王即位十四年、開國三年癸酉一月、築新宮於月城東とある。開國年號の新羅に實施された證據である。原宗興法條にも「國史云」とあり、國史とは舊三國史を指すか、他に新羅國史があつたか明かでないが、遺事編纂資料の一であろう。

「大昌」は真興王二十九年戊子の改元で、僅か四年にして三十三年春正月「鴻濟」と改元している。摩雲嶺及び黃草嶺真興王巡狩拓境碑にはその首頭に

大昌元年歲次戊子△△甘一日△△眞興大王巡狩△△刊石銘記也

とあり、兩碑が同文で大昌元年戊子八月廿一日癸未の刊石であることが知られる。<sup>(2)</sup>不幸にして史記本紀にはこの年の記事簡略で、北漢山州を廢して南川州を置き、比列忽州を廢して達忽州を置くとあるのみで、巡狩管境のことは王の十二年辛未（開國元年）<sup>一五五</sup>及び十六年乙亥<sup>五五</sup>に記してある。然し昌寧巡狩拓境碑はその首に

辛巳年二月一日立

と明記し、眞興王二十二年辛巳五六の建碑たること疑なく、四圍の事情から巡狩拓境の事實もこの頃と認めざるを得ない。

即ち眞興王二十九年巡狩管境の事實も確實である。三正綜覽によれば光大二年戊子の八月は大月で朔癸亥、その廿一日は癸未に當る。又十月は朔壬戌で、二日は癸亥に當る。大昌元年は西紀五六八年なること誤なく、新羅の暦法の正しいことも知られる。

「鴻濟」は眞興王三十三年壬辰の改元で梁の太建四年に當る。史記と遺事王曆以外に見當らない。王曆に「鴻濟壬辰十一」とあり、眞智王を經て眞平王五年まで十二年間使用されたらしい。

「建福」は眞平王六年甲辰の建號で、本紀に「六年春二月改元建福」とある。現行の遺事王曆には漏れている。然し遺事

原宗興法條と圓光西學條に三用例・史記列傳に一例が示されている。

國史云、建福三十二年、永興寺塑像自壞（遺事原宗興法條）

以彼建福五十八年、小覺不忿、…即唐貞觀四年也宜云十（圓光西學條）

又建福三十年癸酉即眞平王卽位三十周年也秋、隋使王世儀至（圓光西學條）

眞平王建福十九年壬戌秋八月、百濟大兵來圍阿莫城（三國史記貴山傳）

以上四例により、建福元年は眞平王六年甲辰で、その末年まで繼續したことが知られる。十九年壬戌、三十年癸酉は年表と一致する。但し遺事圓光傳に建福五十八年とあるが、建福は五十年で翌年仁平と改元したのであるから、四十八年の誤と思はれる。唐貞觀四年が正しければ四十七年となる。遺事の夾註に「宜云十四年」としたのは、五十八年にあてた推算であるが、是も誤で貞觀十四年は建福五十七年に過ぎない。「國史云」は舊三國史以外に新羅國史のあつたことを示すかとも思う

<sup>(3)</sup>

史記の貴山傳の文と共に、新羅の史料が新羅の年號を使用したことを推測できる。

「仁平」は史記善德王紀に「三年春正月改元仁平」とあり、遺事慈藏定律條に

以仁平三年丙申歲即貞觀十年也受勅

とあることは史記年表に合致し、元年は善德王甲午四に當る。遺事王曆に仁平の年號は缺けているが、善德女王の註に

仁平甲午立、治十四年

とある。善德女王は前々年の壬辰に即位し、在位十六年であるから、「壬辰立、治十六年」と「仁平甲午十四」とあつたもの  
の錯簡であろう。

「太和」は新羅の最後の自年號である。眞德王紀に

元年秋八月、遣使入唐謝恩、改元太和

二年冬、使邯帙許朝唐、太宗勅御史問、新羅臣事大朝、何以別稱年號、帙許言、曾是天朝未頒正朔、是故先祖法興王以來、私有紀年、若大朝有命、小國又何敢焉、太宗然之

三年正月、始服中朝衣冠

四年、是歲始行中國永徽年號

太和改元の年を眞徳即位元年秋八月と記しているが、史記年表には王の二年戊申のこととし、唐の貞觀二十二年六四にあて  
てある。何れが正しいか。遺事王曆の「太和甲午」の六は誤で、庚戌年、即ち太和の三年又は四年で唐の永徽の年號を使用  
することとなつた筈である。三國遺事溟州五臺山寶叱徒太子傳條に

太和元年八月五日、兄弟同隱入五臺山

とあるが、惜しいことに元年の干支が明かでない。<sup>(4)</sup>

眞徳王二年に邯帙許が唐に使したことは唐書に見えず、新唐書新羅傳には子文王と弟の子春秋の入唐を詳記し、章服を改  
めて唐制に従うことを言つてゐる。眞徳王に子なく、金春秋は眞智王の子龍樹の子であるが、新羅は王子又は親姪を王子と  
稱して唐に送つた例が多い。邯帙許の名も新羅人らしくないが、唐太宗の言と帙許の答辨は面白く傳えられて、このことか  
ら太和改元を眞徳二年にかけたのではあるまいか。四年に至り漸く唐の年號を使用するにしては邯帙許の話は妙である。眞

德三年に唐の章服に習い、翌四年に金法敏<sup>文武</sup>を唐に使して正朔を受けたものと推測できる。新唐書新羅傳にもこの年法敏入唐の顛末が記されている。

#### 註

- (1) 三國史記金富軾の史論のみでなく、高麗末期以後の儒流は一歲星下に二號なき思想を強調している。次節参照  
(2) 摩雲嶺碑は咸鏡南道利川郡の山中にある。  
(3) 三國遺事前後所持舍利條に、「國史云、眞興王太清三年己巳」

の太清は梁武帝の年號である。

- (4) 福井縣敦賀市常宮神社の朝鮮鐘に「太和七年三月日」の鑄銘があり、藤貞幹を最初とし、内藤湖南・稻葉君山兩博士も新羅の太和にて主張した。平子尙氏の唐文宗太和七年説が正しいく、製作技術も三國のものでない。

#### (4) 百濟の年號

大正四年黒板勝美博士は、忠清北道忠州邑内の日本人某から金銅光背を入手し、朝鮮總督府博物館に納めた。その數年前に朝鮮人から買入れたものの由で、忠州郡老隱面山中の出土と傳える。高さ四寸の舟形光背で、鍍金色鮮かに、左右に夾侍を半肉に表わし、中央の釋迦は失われて無い。背面に五行・行八字の彫銘がある。

建興五年歲在丙辰

佛弟子清信女上部

△奄造釋迦文像△

願生生世世△佛聞  
(見)

法一切衆生同此願

清信女と上部△奄とがこの像を願成したものと讀まれる。上部は百濟と高勾麗の五部制の上部で、忠州が百濟の領域であるので、黒板博士も百濟の鑄像と認められた。第一行第一字は明確を缺くが、「建」字と讀むことができ、これを建興五年丙

辰とする。元魏の延興六年丙辰四七にあてる人もあるが、この銘は五年であつて六年ではなく、「延」字とするよりは「建」字に近い字劃である。表面の夾侍及び文様から見て、六世紀中期から七世紀初頭までと見るべきであろう。丙辰の年次を拾うと、

四一六	百濟	久爾辛王	一二	新羅	實聖王	一五	東晉	義熙	一二
四七六		文周王	二	慈悲王	一九		元魏	延興	六
五三六		聖王	六	法興王	一三				
五九六		威德王	四三	眞平王	一八				
六五六		義慈王	一六	武烈王	三	隋	大同	二	
						唐	開皇	一六	
						顯慶	元		

以上の内西紀五三六又は五九六年頃にあてて然るべきものと思う。

然し中國にも新羅にも五年内辰の年は無く、「建興」は百濟の年號と見ることができる。以上の外に百濟には光背銘ある小金銅佛の二例が見られ、その内扶餘發見の一例に「甲申年」とあり、忠州佛とほど同じ頃の作と思はれる。百濟の墳墓の墳には文様の外に文字があるので、將來百濟のその他の年號の發見も期待できる。

### (5) 長安の慶雲元年

三國史記憲德王紀十四年三月條に

熊川州都督憲昌、以父周元不得爲王反叛、國號長安、建元慶雲元年

とあり、新羅の王位爭奪による反亂は珍らしくないが、國號・年號の傳わるのはこれのみである。唐の長慶二年壬寅八二に當る。

金周元は惠恭十三年に伊浪を以て侍中となり、宣德王薨去の時、群臣議して「王之族子周元」を立てんとしたが、洪水に

より衆會に列席できず、「王弟敬信」が立つて元聖王というと本紀に見える。宣德の族子とは如何なる關係か明かでないが、眞骨の貴戚の一人と思われる。周元の子憲昌は憲德王五年武珍州都督に、六年侍中、八年薺州都督、十三年熊川州都督となつた。同十四年には全羅・忠清・慶尙の大半を指揮して獨立したことが知られ、非常の勢力をもち從來に見ない國難であつた。二年後の憲德十七年に、憲昌の子なる梵文が再び北原に於て謀反し、南平壤に都せんとしたと傳える。

#### (6) 弓裔の年號

新羅の末期には國力衰微、地方に草賊蜂起、眞聖女王六年八九に甄萱先づ全羅道光州に自立し、十年後の孝恭王五年九〇に弓裔が王を稱した。史家は新羅・後百濟・後高勾麗の新らしい三國の鼎立と見て新三國といふ。甄萱は百濟義慈王の宿憤を雪ぐと言つて孝恭王四年に國を後百濟と名付けた。弓裔はその傳に高勾麗の仇を報いんと言つたと傳えるが、史記・遺事・高麗史には何れも後高勾麗のことは書いて居ない。然し李承休の帝王韻記に後高麗紀を立て、「唐招大順元庚戌、稱後高麗立王旌」とある。新羅景明王二年九一に弓裔を逐うて高麗太祖王建が自立した。王氏高麗の國號は「山高水麗」などと説明してあるのは誤で、後高麗國を襲うたものであることが明かである。

後百濟につきては甄萱と神劔父子の争以外に傳えること少く、その官職制度も年號の有無も明かでない。弓裔の國號と年號につきては、史記本紀・年表・同弓裔傳に明記されている。次にこれを表示する。

(干 支)	(唐、後梁年號)	(新 羅)	(後 百 濟)	(弓 裔)	(西 紀)
辛亥	大順二	眞聖王五			八九一
壬子	景福元	六	甄萱一		八九二
戊午	光化元	二			八九八
庚申	三	孝恭王四	(後百濟)九		九〇〇
				(都 松 岳)	

辛酉	天祐元年	天復元	一〇一
甲子	乾化二年	一三	九〇四
乙丑	貞明三年	一四	九〇五
辛未	神德王三年	一五	九一
甲戌	景明王二年	一七	九一四
戊寅		一〇	九一八
		一三	九二
		一四	九二
		一五	九二

(弓裔稱王高麗國元)

弓裔が後高麗と稱したのは帝王韻紀に「唐召大順庚戌」とあつて、三國史記のいうところと十年の差がある。史記によれば、甲子に國を摩震、年號を武泰とし、翌乙丑に聖冊元年と改元した。辛未に國號を泰封、年號を水德萬歲とし、三年後に政開と改元して高麗太祖の即位に至る。泰封は帶方郡の名稱を取つたものと思う。

### (7) 高麗の天授と光德

高麗史世家太祖元年戊寅條に

夏六月丙辰、即位于布政殿、國號高麗、改元天授

三國史記年表には、貞明四年戊寅の下に弓裔十八年とし、「太祖即位稱元」とある。高麗太祖王建は弓裔の泰封を繼いだものと思われ、官制その他はそのまま踏襲しているが、國名を改め年號を立てたのである。<sup>(1)</sup> 年表に太祖元年から十六年癸巳までに、天授元年乃至十六年を列記し、次に「三月後唐遣使來冊王、自是行後唐年號」という。世家には更に詳細で、

十六年癸巳春三月辛巳、唐遣王瓊・楊昭業來冊王、(中略) 又賜曆日、自是除天授年號、行後唐年號

二十一年戊戌秋七月、是月始行後晉年號

といふ。癸巳は後唐長興四年三九三に當り、後唐の正朔を受け天授を廢したというのである。二十一年戊戌に後晉天福三年

八九三九四を用い、定宗三年戊申九四に後漢乾祐元年を行うとある。然し金石文及文献には天授の使用例がなく、果して天授の年號が十六年間繼續したかを證據立てる出来ぬ。後梁の貞明・後唐の同光・清泰・後晉の天福・開運等の年號は實際に用いられていたことは確實である。このことは次節に述べる。

高麗の年號の第二は光宗王の「光德」である。高麗史光宗世家に

元年庚戌、建元光德

二年辛亥、冬十二月始行後周年號

とあり、年表の記載も同一である。大安寺廣慈大師碑末に

光德二年 歲次庚戌十月十五日立鑄字

と明記し、二年を庚戌とする。鳳嚴寺靜眞大師圓悟塔碑には  
以聖朝光德二年△馳之駒騎

とあるが干支が記されていない。遼東行部志（瀋陽叢書本による）には

乙卯、觀銀字藏經、上題云、高麗王王堯發心敬造、大晉開運三年丙午二月日、又大般若波羅密多經一部卷首云、菩薩戒

弟子高麗王王昭、以我國光德四年歲在壬子秋敬寫此經一部（以下略）

と高麗定宗堯・光宗昭の兩王の寫經を紹介している。後者に光德四年壬子とし、これを「我國」と冠してあるのは高麗の年號たることを示すのである。以上により光德年號が四年まで行われたことと、二年庚戌、四年壬子を知るを得た。高麗史の記載と一年の差がある。

光徳につきては今西龍博士の「高麗の年號光徳の年代」とその補考が考古學雑誌に載せられて、詳細に一年誤差の理由を

論じてある。博士は高麗時代が踰月稱元であつたものを、高麗史の編纂にあたり踰年稱元に一律修正し、光宗元年を庚戌としたために、光德建元もその年にあてたものと説き、他言を容るる余地はない。<sup>(2)</sup>これにより高麗史年表のこの部分を訂正すれば次の如くになる。

己酉	光定宗	光德元	(乾祐二)	九四九
庚戌	宗	元	( )	九五〇
辛亥	三	二	( )	九五一
壬子	四	二	( )	九五二
癸丑	五	三	(廣順二)	九五三

## 高麗史世家・年表とともに、

定宗三年（戊申）九月、始行後漢年號（西九四八）

光宗二年（辛亥）十二月始行後周年號（西九五一）

とあるが、文献及び金石文には定宗丙午の開運三年以後は、後晉の開運四年も後唐の乾祐元—四年も用例を見ず、其間に光德を用い、光宗癸丑に初めて廣順三年が現われてくる。新五代史及び高麗史世家の紀事に見る光宗癸丑に周使が來て冊王のことあつて後、廣順三年の年號を用いたとする今西博士の考察は正しい。然し普願寺法印大師碑に「光宗御宇四年春」とあるを引き、光宗四年には光德の年號を廢したが、後周の年號も使用しなかつたと論ずるのは誤で、光德四年の翌年から後晉の年號廣順三年を採用したのである。<sup>(3)</sup>

天授と光德以外に高麗の建元の事實は無い。立炎・正豐・峻豐・至理につきては避諱年號條に述べる。

(1) 高麗太祖が弓裔の泰封を継ぎ、その官職制度もそのままにし  
て、次第に改正して行つた事實は、史記の職官志・高麗史の太  
祖世家以下で知られる。國號高麗が弓裔の後高麗であることは

前に述べた。

(2) 今西龍「高麗の年號光德の年代」(考古學雜誌三一一)

同上「光德年代考補」(考古學雜誌三一三)  
論月稱元につきては意見を異にするので、稱元法條に述べる。

### (8) 朝鮮の建元

李氏朝鮮の五百年は専ら明の洪武以下の年號を順奉し、清朝の初めは一時的に明清兩曆の使用に混亂を見せたが、外交文書にだけ清の崇徳・順治を用い、康熙以後に至り清の年號が民間にも行われた。

李太王の甲午一八九四に「開國紀年」を用い、丙申一九一六に太陽曆を用いて「建陽」の年號を立てたのは、朝鮮が清朝の屬國に非ざることを内外に公示したものであつた。丁酉一九一七八月に國を韓國と號し、「光武」と改元した。光武十一年一九〇七八月に

「隆熙」と改め、四年一九〇一の八月に及んでいる。

甲	午	太皇帝	三一	開國	五〇三	明治	二七	一八九四
乙	未		三二					一八九五
丙	申		三三					一八九六
丁	酉	皇帝	三四	建陽	五〇四			一八九七
戊	戌		四	隆武				一九〇七
			四元	元	元元			一九一〇

以上が朝鮮半島に於ける建號の最後である。

### (ロ) 中國年號使用

#### (1) 事大と正朔

朝鮮の年號と紀年(上) 藤田

(3) 凤巖寺靜眞大師圓悟塔碑の「光德一年」の一年は、朝鮮金石總覽に不明とされているが、海東金石苑及び古拓本により一年たること疑ない。普願寺法印國師寶乘塔碑は總覽を取る。

三國時代の高勾麗・百濟・新羅は、中國に勃興する歴代の大勢力國家に對し、時に朝貢と稱して使介を往來せしめ、或は學問技藝を學んでいたが、自國の獨立を制肘されたり王位に關與されることはなかつた。今日の國際法で如何なる解釋をしようとも東洋風の自存態制で、日本も新羅も獨立國として遣隋・遣唐の使節を送つてゐたもので、決して大國の屬國でありますその一部であると考えていなかつた。朝貢は外交儀禮であり一種の公貿易でもあつた。ただ天下一統思想の影響もあつたであらうが、強國の傘下に自國の安全と繁榮をはかつたもので、後の事大思想と相通するものがある。高勾麗・百濟・新羅の大和朝廷に對する朝貢船もそれであるし、渤海の朝聘使も同じ意味に解される。

李氏朝鮮は明清に對して事大の誠をつくして年數回の朝天使又は朝京使を送り、日本に對しても幕府に通信使を送りこれを交隣と呼ぶ。日本人は朝鮮の來聘使または來朝使と呼び、琉球王使と同一視して怪しんでいない。<sup>(1)</sup> 事大の使行も本來は止むを得ない自國保全から來てゐるが、通信使も平和希求の必要から出でてゐるこというまでもない。事大に對しては冊封があり正朔を頒つという重大の反対給付があるが、徳川氏は直接の使節を送つていらない。事大と交隣の差が精神的にも文化的にも著しいのは、永い間の大國思想の累積も大きい原因である。

「事大」とは大に事える意味で、弱小を順撫する意味の「字小」の語と相對して使用される。王氏高麗時代は宋・遼・金・元・明と相尋で大勢力の前に屈服する運命にあり、事大の思想が浸潤し、文獻にも屢々表われてゐる。高麗史仁宗丙午三月條に、「百官を集めて金國に臣事することの可否を議した際、李資謙・拓俊京が「小を以て大に事うるは、先王之道、宜しく先ず使を遣して聘問すべし」と言つたとあるが、當時の人々の事大思想を言いつくしてゐる。(2) 靖宗乙亥六月契丹に使した陳情書の内に「伏して想うに今の皇上、字小の情深くして、卑を聽すの道廣し」と言つたことも同一の思想で、これに類する字句は高麗史に極めて多い。<sup>(3)</sup> 三國史記の論に「新羅のごとき一意以て中國に事え、使航貢篚、道に相望む、而かも法興自ら

年號を稱す、惑えり」などとあるのは、金富軾が高麗中期の思想を以て新羅の中期を評しているものと思う。<sup>(4)</sup>

新羅の眞德女王の時、唐の太宗は新羅使に向い、「新羅は大朝に臣事するに、何を以てか別に年號を稱する」と責問したのに、使者が正朔の頒布なき故に私に年號があるので「若し大朝命あらば小國又何ぞ敢てせん」と答えたと有名の記事が三國史記にある。<sup>(5)</sup> この條は何となく唐の小説類の引用かと思はれる節があるが、唐代の事大と正朔につきての考え方が實によく表わされている。然らば何が故に新羅の「太和」の年號を廢して唐の「永徽元年」を使用するに至つたか。唐の強制というよりも、善德・眞德女王時代が最も新羅の唐に親近した時で、高勾麗・百濟に先んじて質子を送り章服を變え、留學僧が往来し、近い隣國に對抗して大權力に接近せんと努力したことが認められる。新羅は早く當時の唐帝國の實相を知り、自ら北方の諸國に倣つて大國の正朔をも奉ずるに至つたと解釋したい。金富軏がこの條に史論して

三代更正朔、後代稱年號、皆所以大一統、新百姓之視聽者也、是故苟非乘時並起、兩立而爭天下、與夫姦雄乘間而作、覲覩神器、則偏方小國、臣屬天子之邦、固不可以私名年

とあるのは、一統思想を示す代表的の考え方ではあるが、この時代の新羅が「臣事」するとするのは言い過ぎである。何れにしても、自年號を棄てて正朔を奉ずるに至つたのは一大轉機である。

この時以後の新羅は親疎に拘らず唐の年號を使用し、唐亡びては後梁・後唐の正朔も奉じている。唐末以後は惰性に過ぎないかも知れない。後高麗の弓裔・高麗の太祖・光宗を除いては最近世まで獨自の年號なく、文字通りの正朔を奉じて大國の年號を使用したと言える。然し事大字小の精神から来る筈の正朔が、高麗以後は時には止むを得ざる正朔順奉となり、從つて大國の年號を故意に廢止して甲子のみを使用し、或は建國紀年・王即位紀年を以てした時もあるのは當然である。

事大により正朔を奉ずるのが原則であるから、大國の國變衰亡等で頒曆がとぎれ、また數年間改元を知らないことが度々

ある。従つて中國の年號歴數をそのまま朝鮮歴代の年號にあてはめることは不可能に近い。特に高麗の人々が契丹の太平・金の貞祐を改元後十年餘も使用するとか、朝鮮の崇禎年號使用法などは、事大正朔の歴史的關係からないと説明できない不思議の習慣である。

従つて朝鮮半島に使用された大國の年號を、實際の用例に従い年表を作ると一目瞭然たるものがあるが、文獻の少ない日本に在つて精確のものを作製するのは困難であり、ここには歴代の使用例を註記するに止める。<sup>(6)</sup>

## (2) 新羅の使用年號

三國史記の記述の如何に拘らず、新羅の建國が三世紀末以前に溯れないことは史家の定説である。四世紀後の新羅が如何なる紀年法を用いたかも知ることができない。箕子朝鮮の滅亡後、その部族が馬韓に移つたとか、秦の遺民が辰韓となつたとする魏志韓傳の傳説をそのまま史實とすることはできないにしても、洛東江中流并に新羅の舊都地方に、早い時代の金屬文化の發達したことは考古學上立證できる。この文化を傳えた人達が干支紀年を知り、天星推步の方法を知つたかも知れないが、これも想像の範囲を出ない。

六世紀初頭と思われる延壽の年號銘の銀鏡があり、六世紀中頃には建元・開國・大昌以下の自年號を持つている。西紀六五〇年の唐の永徽使用までは新羅年號時代と言つてよい。多分これらは唐の戊寅曆に據つたものと思われるが證すべき材料が無い。

永徽元年六五〇以後新羅に用いられた唐の年號の内、今日に遺された年號銘は垂拱二年を以て最初とする。尤も唐人の筆になる顯慶五年の平百濟碑その他は別途のものであるし、我道和尚碑にある梁天監十三年は後世の追算に過ぎない。新羅金仁問墓碑に見る「貞觀廿一年詔授特進」の文字は、新羅人の書いた最初の唐年號であるが、永徽以前のことと文中の一句に遇

ぎないので暫く除くこととする。いま金石文により唐年號使用の數例を左に列舉する。

- 垂拱二年三月卅日 ○神文六（六八六）（高仙寺誓幢碑）
- 天授四年唐長壽二年癸巳暮春之月 ○孝昭二（六九三）（三國遺事—柏栗寺條）
- 神龍二年丙午 ○聖德五（七〇六）（金銅舍利盒漆書銘）
- 開元七年己未二月十五日 ○聖德一八（七一九）（甘山寺石佛造像記）
- “十三年乙丑三月八日 ○聖德二四（七二五）（上院寺鐘記）
- 天寶四載乙酉 ○景德四（七四五）（无盡寺鐘記）
- “十七年戊戌中 ○景德一七（七五八）（葛項寺石塔記）
- 大曆六年歲次辛亥十二月十四日 ○惠恭七（七七一）（新羅聖德王神鐘）
- 貞元十七年辛巳三月十六日 ○哀莊二（八〇一）（防禦山石刻）
- 元和五年庚寅六月三日 ○憲德二（八一〇）（昌寧校洞堂塔願成記）
- “八年歲次癸巳九月庚戌朔九日戊午 ○憲德五（八一三）（斷俗寺神行禪師碑）
- 寶曆二年歲次丙午八月朔六辛丑日 ○興德元（八二六）（中初寺幢竿支柱記）
- 太和七年三月日 ○興德八（八三三）（蓮池寺鐘）
- 會昌四年歲次甲子季秋之月兩旬九日 ○文聖六（八四四）（興法寺廉居和尚塔誌）
- 唐大中九年歲在乙亥夏首閏月日 ○文聖一七（八五五）（昌林寺無垢淨塔願成記）
- 大中十二年戊寅七月十七日 ○憲安一（八五八）（寶林寺鐵佛造像記）

## "十三譜龍集于析木之津

咸通陸歲乙酉二月十二日

## 十一祀庚寅

中和四年歲次甲辰季秋九月戊午朔旬有九日丙子

龍紀三年辛亥十月日

景福二年蕤賓四日

天復四年甲子二月廿日

龍德四年歲次甲申四月一日

以上は金石文に遺されたものの一部である。新羅の文籍は見ることができず、金石文によれば、日常には「王の何年」を

使用し或は干支が用いられて、すべての年號使用例を知ることは困難である。然し新羅が唐の正朔を正確に使用し、その曆法にも通じていたらしいことは、如上の僅少の例を見ても推測できよう。但し唐の年號が悉く新羅に行はれたのではなく、則天武后的時とか唐末亂離の際には往々正朔の頒布もなかつたらしい。三國史記年表にその旨を註記したものもある。いまこれを摘記して解説を加えて置く。

甲 申	嗣明聖元	神文王四	光宅羅不行	六八四
乙 未	光文元	孝昭王四	天冊萬歲羅不行	六九五
丙 申	天冊萬歲聖元	天冊萬歲羅不行	" 五	六九六
萬歲通天元	萬歲登封元	登封羅不行		

○憲安三（八五九）

○景文五（八六五）

○憲文一〇（八七〇）

○憲康一〇（八八四）

○真聖五（八九一）

○真聖七（八九三）

○孝恭八（九〇四）

○景明四（九一四）

（寶林寺普照禪師碑）

（寶林寺東塔誌）

（開仙寺石塔記）

（深源寺秀澈和尚碑）

（宇佐神宮朝鮮鐘）

（鳳林寺眞鏡大師碑）

（寶林寺普照禪師碑）

（青銅金鼓銘）

光宅以下は則天の年號で、二十年間に十七回の改元があり、國亂も伴つて新羅に傳えられぬ年號もあつたと思う。通鑑綱目が則天年號を用いらず、中宗の嗣聖を二十一年間繼續して神龍の年號に接續しているのも、單なる正統論からばかりではないと見てよい。新羅では則天の垂拱・天授を使用した例が見られ、一年のみの天授を四年としている。

丙 申	天寶十五載	景德王 十五	至德元載	景德王 二十二	至德羅不行
癸 卯	寶應二年	景德王 二十二	廣德元年	猶用寶應	猶用天寶不行
壬 寅	中和二年				
丙 午	光啓二年				
癸 丑	景福二年				

安祿山の亂・安慶緒の僭號等の際で、至徳の正朔來らず、天寶の年號を繼續し、天寶十七年・十八年の例がある。景德王十五年紀によれば、新羅使が江を泝つて成都に至り、玄宗皇帝に謁して十韻詩を賜わつたとあることが史實とすれば、天寶皇帝の號を敬慕する新羅人の情緒かとも思われる。唐肅宗末にも史思明・史朝義の亂相次ぎ、この間にも新羅の朝貢のあつたことを史記は言つてゐるが、實際には寶應改元を知つたのがその二年癸卯で、廣德を用いることなく大曆に移つたものと思ふ。大曆は元・六・十四年等の實例あり、建中は用例なく、興元の頃には朱泚・李希烈の亂で新羅に正朔は傳えられぬらしい。貞元・元和・長慶・寶曆・大和・開成・會昌・大中・咸通の百年間は比較的平和時で、唐との交通も頻繁で、その年號使用例が最も多い。

乙 未	乾符二年	景文王 十五	二月知中國	八七五
壬 寅	中和二年	憲康王 八	五月二十五日知中國	八八二
丙 午	光啓二年	憲康王 十二	改年號用中和二年	八八六
癸 丑	景福二年	真聖王 七	六月知中國改年號	八九三

以上は何れも唐末争亂の時に係るもので、新羅人の往來が絶えたわけがないが、唐朝との交渉も滞り勝であり、正朔の頒

布が常におくられたことを示す。崔致遠の桂苑筆耕を見ても、黃巢の亂以後の晚唐の情勢が推想される。乾符元・中和元・光啓元等は黃巢の亂及びこれに關連する争亂に頒曆が遅れて、二年に始めて改元を知つてゐる。昭宗即位の年も小陽院に幽せられて復位等の事件があり、文德の年號は傳わらず、大順も新羅に用いられたか否か疑問がある。龍紀は一年限りであるのに二年・三年の用例のあるものとの間の事情を物語つてゐる。

唐の滅亡後は新羅も後高麗・後百濟その他の獨立あり國亂相尋ぎ、中國との公外交も史に表われて來ない。それにしても貞明七年・龍德四年・同光八年など、實際の歷年を経過した例が多いながらも、後梁・後唐の年號を次々と使用してゐたことは注目すべきことである。<sup>(ア)</sup>

### (3) 高麗の使用年號

高麗四百七十四年の間に用いられた年號は極めて複雜多岐であり、二回の自年號の外に、後唐・後晉・宋・遼(契丹)・金・元・明の正朔を奉じ、同時に二國以上の年號が行はれ、時には大國の年號を廢して干支を用い、延長年號や避諱年號もあつて、簡単に説明することはできない。高麗の文献に表われる紀年法を總括的に吟味すると次のことに氣がつく。

- (1) 民間一般の紀年には干支が行われて徹底していた。
- (2) 年數を數えるには「王何年」または「何王甲子」が用いられることが新羅と同様である。
- (3) 長年月を數えるに建國紀年と後には檀君紀年もあつた。
- (4) 頒布を受けた正朔の外に、他の年號を併用し、本國の改元に拘らぬ例がある。
- (5) 外交關係の如何により、正朔を中止或は再用することあり、中斷も少くない。
- (6) 文獻に出てくる年號を見ると、當時實際に行われた年號がそのまま示されていることが多い。従つて同一の文獻の内

に宋・金・元の年號が出て來るのはそのためである。稀に後世から逆算して年號をあてたものもあるが、年號不使用の年は、後世の文献にも干支のみで表わすのを原則とする。

(イ) 但し年號使用の年と、干支のみ使用の年を、今からはつきり區別するのはむずかしい。

(ア) 元の至元と後至元とは、文献上では餘程注意する必要がある。中國の文献でも同様である。

次に高麗史世家及び年表に示される年號記事の順序を逐うて、文集・金石文等を参考して使用年號を検討する。高麗では三國時代同様に、實際には即位稱元が行はれ、前王の薨年に即位して直に新王の元年を稱した。然るに李氏朝鮮初期に高麗史を編纂するに當り、儒教の説により一歲二王なしとの理論で悉く踰年稱元に改めてしまつた。そこで高麗史・高麗史節要・東國通鑑等の編纂歴史には、實際と一年の差が生じた。このことにつきては別章に詳説するが、高麗史を引用する必要上、混雜を避けて、ここでは高麗史の稱元法をそのまま踏襲し、高麗史年表により王位の年を表わすこととする。李氏朝鮮の記述も同様に李朝實錄の編年による。

(イ) 太祖—惠宗—定宗（西紀九一八—九四九）

太祖元年戊寅夏六月丙辰、即位于布政殿、國號高麗、改元天授（高麗史世家一）

太祖十六年辛巳、唐遣王瓊・楊昭業來冊王。又賜曆日、自是除天授年號、行後唐年號。（世家二）  
太祖二十一年戊戌、秋七月、是月始行後晉年號。（世家一）

定宗三年戊申秋九月、始行後漢年號。（世家二）

太祖元年に天授建元は明かであるが、高麗史年表の如く天授十六年癸巳まで實施されたか否か、文献にも金石文にも用例が遺つていない。新羅末の風習をそのままに、後梁の貞明・龍德・同光・長興・清泰を使用したらしい。少くとも龍德四年は

建碑年號二例があり、同光は四年迄であるのに、同光七・八年が金石文にあるのは、高麗に於ける實際使用の材料に據つたのであつて、後人の逆算ではない。して見ると、太祖十六年の冊封と長興四年の正朔頒與は確かでも、「自是」の二字は誤つてゐる。前年の長興三年も用例がある。

後唐使節來冊後は、清泰・天福は正確に正朔を順奉し、後晉の開運は三年に至つて表われる。改元を知ることが數年ずつおくれてゐるのではあるまいか。定宗世家戊申條に「後漢の年號を行う」とあるが、用例を見ない。次にこの期間の年號用例を示す。△印は建碑の實際の年月例。<sup>(8)</sup>

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| 貞明四年（戊寅）冬十月     | ○太祖元（九一八）<br>（鳳林寺眞鏡大師碑） |
| 〃 七年（辛巳）三月      | ○太祖四（九二一）<br>（五龍寺碑）     |
| △龍德四年歲次甲申六月日    | ○太祖七（九二四）<br>（鳳岩寺智證碑）   |
| △龍德四年歲次甲申四月一日   | ○同                      |
| 梁龍德四年春          | （鳳林寺眞鏡碑）                |
| 同光二年七月          | ○同                      |
| 〃 紀曆丙戌四年冬十月     | ○同                      |
| 〃 七年（己丑）十一月二十八日 | ○太祖九（九二六）<br>（普願寺法印碑）   |
| 〃 八年（庚寅）秋九月二十四日 | ○太祖九年（九二六）<br>（菩提寺大鏡碑）  |
| 長興三年（壬辰）        | ○太祖二年〇（九二七）<br>（地藏院朗圓碑） |
| 清泰二年乙未          | ○太祖一五（九三〇）<br>（廣照寺眞澈碑）  |
|                 | ○太祖一八（九三五）<br>（鳳岩寺靜真碑）  |

△ " 三年（丙申）八月十七日  
△ " 四年（丁酉）十月二十日立  
△ 天福二年秋九月一日

○太祖一九（九三六）（廣照寺碑）  
○太祖二〇（九三七）（同）  
○同  
○太祖二二（九三九）（毗盧庵真空碑）  
○太祖二三（九四〇）（菩提寺大鏡碑）  
○太祖二五（九四一）（地藏院朗圓碑）  
○太祖二六（九四二）（菩提寺碑）  
○惠宗元（九四四）（淨土寺寶鏡碑）  
○開運元年（九四五）（興寧寺碑）  
○同  
○同  
○定宗元（九四六）（五龍寺碑）  
○同  
○同  
○同

△ 開運三年丙午二月日  
△ 開運三年歲次丙午五月庚寅朔二十九日戊午立  
△ 開運三年丙午二月日  
△ 光宗—景宗（九四〇—九八一）

光宗が建元して光德を用い、二年庚戌九四・四年壬子九五の實例あること前節に述べた。従つてこの間には後漢の乾祐が行はれなかつたことが知られる。また光宗即位元年も光德元年も、高麗史年表より一年前の庚戌に置くべき」とも當然である。

光宗二年辛亥、冬十二月始行後周年號（高麗史世家二）

" 十四年癸亥冬十二月行末年號、宋遣冊命使時賛來（世家二）

光宗世家は簡略で後周との關係を明かにし難いが、壬子に使を周に送り翌年周の冊使來り、爾後往來が頻繁である。光宗二

年辛亥一九五に周の年號を行うとあるは誤で、三年壬子に使を後周に送り、その十一月から周の廣順二年を用いたとすると理解できる。

後周の廣順二年・三年・顯德元年・三年・五年の用例があり、年々正朔の頒布されたことが知られる。周は僅か九年にして亡び、庚申一九六には宋太祖建國して建隆と元を定めたが、高麗では翌二年から峻豐と文字を改めて使用し、二年辛酉・三年壬戌・四年癸亥の實例がある。峻豐につきては次節に述べる。

高麗史が建隆四年癸亥に至つて宋の年號を行うとするのは、高麗史の編修者が、峻豐が建隆の避諱年號たることを知らずしてこれを除いたか、この年に宋冊封使の來た事實があるので、初めて宋の年號を使用したと解釋したものであろう。

峻豐四年に次で乾德二年甲子・三年乙丑・九年辛未の用例がある。九年は開寶四年に當るが、當時の海上往來の困難さから正朔を受けなかつたものか。開寶は八年乙亥一九七に至り確實に使用している。元年・三年と金石文にあるのは何れも後世の逆算の記述に過ぎない。

景宗から成宗王にかけて、宋の太宗の大平興國・雍熙の年號を使用しているが、文獻に多く表われて來ない。その理由を明かにしない。

△光德二年歲次庚戌十月十五日立

△四年歲在壬子秋

周廣順三年秋

△顯德元年歲在甲寅七月十五日立

△維顯德參年大歲丙辰正月廿五日記

○光宗卽位元（九四九）（大安寺碑）

○光宗三（九五二）（遼東行部志）

○光宗四（九五三）（普願寺法印碑）

○光宗五（九五四）（太子寺朗空碑）

○光宗七（九五六）（那覇波上宮鐘）

△顯德五年歲次數祥八月十五日立

峻豐二年抵國清寺

△維峻豐三年大歲壬戌三月廿九日

△峻豐四年癸亥九月十八日

△乾德三年歲在乙丑五月辛未朔二十一日辛卯立

“九年歲次辛未十月二十一日

△開寶八年龍集淵獻十月日立

△太平興國三年龍集攝提四月日立

(=) 成宗一穆宗(九八一一〇〇九)

高麗史成宗世家四年乙酉に宋の冊封使のもたらした赦旨の中に「改太平興國十年爲雍熙二年」とあり、解釋に苦しむものがある。宋の雍熙・端拱・淳化も使用されたであろうが文献例は少い。

成宗世家十二年に契丹兵鴨綠江を越えて侵入し、高麗和を請い、翌年契丹の年號を使用するに至つた。

成宗十三年甲午二月 始行契丹統和年號。六月 自是與宋絕(高麗史世家三)

統和は二十八年庚戌まで用例が多い。

△統和十三年乙未四月日

△上元甲子四十七統和二十七庚戌二月一日

△統和二十八年庚戌二月日

○光宗九(九五八)

(玉龍寺洞眞碑)

○光宗一二

(居頓寺勝妙塔碑)

○光宗一三

(龍頭寺鐵幢竿記)

○光宗一四(九六三)

(竹原照蓮寺鐘)

○光宗一六

(鳳岩寺靜眞碑)

○光宗二二(九七一)

(高達寺元宗碑)

○光宗二六(九七五)

(同上)

○景宗三(九七八)

(普願寺法印碑)

## 四、顯宗—文宗（一〇一〇—一〇八二）

顯宗世家元年庚戌の初に統和の年號が使用されたが、十一月契丹兵大舉して來攻、翌年開京燒かれて王蒙塵するに及び、これを廢して専ら干支を用いた。壬の七年宋の年號を行い、十三年再び契丹の年號を用い、靖宗四年後は文宗の末年まで契丹の正朔に従つてゐる。

顯宗七年丙辰 是年復行宋大中祥符年號（高麗史世家四）

〃 十三年壬戌 夏四月、契丹遣御史大夫上將軍蕭懷福等來、冊壬、自是復行契丹年號（世家四）

德宗卽位條十一月辛丑、金行恭回報、契丹不從所奏、遂停賀正使、仍用聖宗太平年號（世家五）

靖宗四年戊寅四月 是月遣尚書佐丞金元冲如契丹、起居謝恩、仍請年號 八月乙丑朔始行契丹重熙年號（世家六）

文宗二十九年乙卯 秋七月乙丑、遼告改咸雍十一年爲大康元年（世家九）

金行恭回報とは年表に「十月遣使如契丹、請壞鴨綠城不聽、停賀正使、仍用太平年號」とあるをいう。契丹興宗の景福元年を用い、聖宗の太平の年號を繼續して十七年まで用例がある。

△天禧三年龍集己未十二月日

△〃 五年五月日也

△皇宋天禧五年歲次重光作噩秋七月

△太平二年四月日記

△〃 紀曆歲在旃蒙赤奮若秋七月

△〃 六年丙寅九月日

○顯宗一〇（一〇一九）（正祐寺朝鮮鐘）

○顯宗一二（一〇一二）（興國寺石塔記）  
太平元年

○同  
(玄化寺碑)

○顯宗一三（一〇二二）（師子頻迅寺石塔記）

○〃 一六（一〇二五）（居頓寺勝妙塔碑）

○〃 一七  
(惠日寺朝鮮鐘)

△〃 十年二月日

△〃 十二年壬申十二月日

〃 紀曆十有七年歲在戊寅七月哉生明

重熙十載

重熙十四年乙酉十月九日辛酉

清寧六年歲在上章龍集困敦

〃 十一年乙巳三月日

咸雍三年二月日

大康五年秋

(a) 順宗—睿宗 (一〇八三—一一一)

順・宣・獻・肅・睿の五宗の四十年間は、遼の隆盛期であり政治的にその壓力をうけ、文化的には晩宋の爛熟した影響により高麗の工藝美術は榮えた。従つて遼の正朔を奉じつゝも宋の年號を併用した例が少くない。

宣宗二年乙丑二月癸酉、遼報改元大安 (世家十)

獻宗元年乙亥秋七月戊戌、行遼壽昌年號 (世家十)

睿宗十一年丙申四月辛未、中書門下奏、遼爲女眞所侵有危亡之勢、所稟正朔不可行、自今公私文字、宜除去天慶年號、

但用甲子、從之 (世家十一)

遼の大安・壽昌の建號はその年に高麗に告知され、乾統・天慶も元年から使用例のあるのは、正確に正朔が頒されたもの

○〃 二一

(鶴満寺朝鮮鐘)

○德宗元 (一〇三二)

(圓滿院朝鮮鐘)

○靖宗三 (一〇三七)

(金山寺慧德王師碑)

○靖宗七 (一〇四一)

(浮石寺圓融碑)

○靖宗一 (一〇四五)

(劉志誠改葬墓誌)

○文宗一四 (一〇六一)

(七長寺慧炤碑)

○文宗一九 (一〇六五)

(承天寺朝鮮鐘記)

○〃 二一 (一〇六七)

(法泉寺智光碑)

○〃 三三 (一〇七九)

(金山寺慧德碑)

であろう。睿宗内申一一に遼の年號をやめたのは、前年に女眞が開原に都して金國を稱し收國の年號を立てたからで、高麗の國際的位置が推察できる。大國の年號を廢して、甲子のみを使用するのは前々からの習慣である。

至宣王在位第二年是宋元豐七年春正月

○宣宗元（一〇八四）（靈通寺大覺碑）

△大安元年歲在乙丑仲秋月日樹

○宣宗一（一〇八五）（法泉寺智光碑）

△乙丑十二月日記

○宣宗一（一〇八五）（武安里國長生標）

△大安九年癸酉七月日謹記

○宣宗一〇（一〇九三）（羅州西門石燈記）

△歲大宋建中靖國元年十一月四日刻△

○肅宗六（一一〇一）（興王寺大覺碑）

壽昌元年乙亥冬十月

○獻宗元（一一〇九五）（金山寺慧德碑）

△天慶元年歲在辛卯孟夏月

○睿宗六（一一一）（同上）

大宋大觀四年本朝乾統十年庚寅二月壬寅

○獻宗元（一一〇九五）（鄭僅妻金氏墓誌）

△己亥三月二十六日門人尹錫述

○睿宗一四（一一一九）（劉載墓誌）

△壬寅年二月十七日誌

○睿宗一七（一一一二）（朴景仁墓誌）

壽昌につきては後節に述べる。

(4) 仁宗—高宗（一一二三—一二五九）

睿宗末年から仁宗初年にかけて、甲子の外に宋の宣和の年號使用の形迹あるは、商舶の往來の外に、路允迪・徐兢等の宋使の來たことなども大きな原因である。

仁宗丙午に金に使を送り上表して臣を稱してから、金の天會の年號も使用したが、宋の建炎（立炎）・紹興の使用例が少

くない。皇統以後は金の正朔を奉じ、正隆は正豐と改めて用いた。

仁宗四年丙午 四月丁未、遣鄭應文・李侯、如金稱臣上表（世家一五）

仁宗十九年辛酉正月己巳、金報皇帝受尊號、改元皇統（世家一七）

毅宗七年癸酉六月、金告改元德五年爲貞元元年（世家一八）

毅宗十年丙子閏月、是月金改貞元五年爲正隆元年、避世祖諱、以豐字代隆字行之（世家一八）

明宗二十年庚戌二月己丑、金報改元明昌（世家一〇）

康宗元年壬申冬十月癸酉朔、行金崇慶元年（世家二一）

高宗卽位年九月、是月金昇王珣卽皇帝位、改元貞祐（世家二一）

高宗十一年甲申 以金國襄微不用年號（年表三）

金の年號は貞祐以後の興定・元光・正大を用いたと思われず、貞祐を繼續して十七年まで延長している。高宗甲申一二四以降  
は主として甲子を用いた。

△大宋建炎四年庚戌十一月日

歲在癸丑乃大宋紹興二年五月庚辰

△大金天會十年壬子

△紹興六年十一月二十七日辛卯

△時大金皇統元年歲次辛酉七月日立

△大宋紹興十一年大金皇統元年辛酉春正月

○同

○仁宗五（一一二七）（文珠院重修碑）

○仁宗一（一一三三）（福寧宮主墓誌）

○仁宗一〇（一一三一）（徐鈞墓誌）

○仁宗一四（一一三六）（鄭沆墓誌）

○仁宗一九（一一四一）（普賢寺碑）

（興王寺圓明碑）

○仁宗二四

(高麗仁宗諡冊)

○毅宗三

(皇甫讓妻墓誌)

○毅宗六(一一五二)

(閔瑛墓誌)

○毅宗七(一一五三)

(洪圓寺教雄墓誌)

○同

(李仁實廟誌)

○毅宗一一(一一五七)

(朴得齡墓誌)

○毅宗一六(一一六二)  
大定二

(李仁榮墓誌)

○明宗七(一一七七)

(李應璋墓誌)

○明宗一五(一一八五)

(龍門寺重修碑)

○明宗二一(一一九一)

(盧卓儒墓誌)

○明宗二六

(阿波大山社朝鮮鐘)

○熙宗一(一一〇六)

(南部家朝鮮鐘)

○康宗元(一一一〇)

(朴仁碩墓誌)

○高宗八(一一一一)

(柳光植墓誌)

○高宗一四(一一一七)

(任益淳墓誌)

△元宗—恭讓王(一一六〇—一三九二)

(4) 元宗—恭讓王(一一六〇—一三九二)

元宗元年に蒙古の世祖は中統と改元し、高麗にも正朔を頒ち、爾來正確に元の曆日が傳えられた。然し高宗代の三十數年

來の干支使用の習慣が、急に蒙古の年號を用いるに至つたかは疑問があり、一般士人の間には甲子紀年であつたことは墓誌・碑銘で知られる。忠烈王以後は全く至元の年號を用い、元貞・大德以下至正末に及ぶ。

元末の至正と明初の洪武の年號使用につきては、當時の明黨と元派との複雑の關係もあり出入があつた。北元の宣光の年號に至つては朝鮮にのみ實例があり、これにつきては別に詳述する。

次に高麗史世家と年表とから大國年號に關する部分を抄出する。

元宗元年庚申八月壬子、永安公僖賚詔三道還自蒙古、一曰○中略於今年五月十九日立號爲中統元年、使還宜播告之俾知朕

意（西曆一二六〇）

同 五年甲子二月丙寅、韓就還自蒙古、帝賜西錦一段・曆日一本○中今賜卿中統五年曆日一道（一二六四）

同 十月戊申、帝改元爲至元、大赦天下

忠烈王二十三年丁酉七月丙戌、行省遣左史司都事張踰如元、賀聖節及改元（一二九七）

同 三十四年戊申二月辛丑、元改元至大、遣許宣來頒詔（一三〇八）

忠肅王八年壬戌春正月庚辰、元改元至治、遣使頒詔（一三一一）

同 十年癸亥十二月辛酉、以改元泰定、遣直省舍人交化的來頒詔（一三一三）

同 十五年戊辰四月乙未、元以改元致和、遣闡里帖木兒來頒詔（一三二八）

同 九月壬申、武宗皇帝次子懷王即皇帝位于上都、是爲文宗、遣使來告、改元天曆（一三二八）

忠惠王即位年五月乙丑、帝御大明殿受尊號、改元至順（一三三一〇）

忠肅王後四年乙亥十二月己巳、元以改元至元遣使來頒詔（一三三五）

朝鮮の年號と紀年（上）

藤田

恭愍王十八年乙酉四月壬辰、大明皇帝遣符寶郎楔斯略<sup>○</sup>中其書曰、有天下之號曰大明、建元洪武。五月辛丑、停至元年號（一三六九）

同 十九年庚戌五月、帝遣使賚印來封王。七月始行洪武年號。八月易服（年表二）

辛禡三年丁巳、二月北元遣使來、行宣光年號（年表二）

同 四年戊午、九月復行洪武年號（年表二）

同 十四年四月、禡以曹敏修爲左軍都統、我太祖爲右軍都統、往攻遼東、停洪武年號。六月、廢禡放于江華、子昌立、復行洪武年號（年表二）（洪武二十一年—一三八八）

元・明の年號使用例は極めて多いが之を略す。ただ、元世祖の至元三十一年[西一二六四]と順帝の至元六年[西一三三五]とは區別し難いものがあり、高麗人の使用には後者を「後至元」または「至元後」としているものもある。干支と年數とで慎重に計算する必要がある。

#### (4) 北元の宣光

元の順帝は至正二十八年戊申<sup>一三六八</sup>八月、大都（北京）を捨てて漠南の應昌に奔り、庚戌<sup>一三七〇</sup>四月に薨じて廟號を惠宗と稱する。太子の愛猷識里達臘が嗣立して宣光と建元し、八年に薨じ昭宗といふ。昭宗の子脫古思帖木兒立つて天元と改元し、十年にして部下に殺された。この應昌に於ける元を高麗は北元と呼び、幾度か往來して宣光の年號も使用した。このことは明の史家に知られず、清朝の考證家の研究も高麗史の記述を基としたものらしい。これらにつきては稻葉君山氏の紹介と詳細の考説が「高麗宣光版禪林寶訓書後」に述べられている。<sup>(10)</sup>何故に高麗が明の洪武の年號を捨てて急に宣光の年號を使用するに至つたかの背後關係につきても、高麗出身の奇后の關係とか、元の納哈出・洪寶寶等の努力とする稻葉氏の考察は正し

いと思う。

宣光の年號使用例は少くないが、手許の資料を殆ど失つたので二、三を擧げる。

宣光七年五月二日（古蹟圓譜七—浮石寺祖師堂菩薩像壁畫）

宣光七年六月日（檜嚴寺禪覺國師碑）

宣光丁巳三月初吉通菴居士鐵城李玖溫甫序（白雲和尚語錄序）

宣光八年戊午二月書于宴晦庵（禪林寶訓—混修幻庵題語末）

宣光八年戊午五月（牧隱集—西天禪納薄陀尊者浮屠序）

以上の外に稻葉氏の擧げた懶翁集の宣光八年その他がある。然し何れも宣光七年丁巳と八年戊午に限られることは、高麗史の年表及び辛禥傳の記事と一致する。

元の至正二十八年戊申一三六八正月、明太祖は金陵に即位して「洪武」と建元、その年十一月に高麗に送られた使が翌年四月に漸く開城に到着している。高麗史世家恭愍王十八年五月辛丑條に「停至正年號」とあるはその爲めで、高麗は使者を南京に送つて登極を賀している。この年の末から翌年にかけて李成桂等をして于羅城その他を攻め「擊東寧府、以絕北元」と高麗史にあるはその結果であろう。然し元の北走の戊申一年間だけでも正月・八月・十一月と三回も北元使が來て居り、翌年以降もこれを拒んでいないことは興味深い。恭愍王世家十九年庚戌五月甲寅條に擧げた明書に、「今賜王冠服・樂器・陪臣冠服、及洪武三年大統曆、至可領也」とあるは、所謂正朔を奉ずる常例である。これにより七月乙未に「始行洪武年號」とある。然し金石文及び文書に洪武の年號使用例は極めて少く、多くは甲子を以て記し、洪武十五年以後に至り使用例が増加して来る。

北元宣光年號使用のいきさつを考える資料として、高麗史辛禡傳の記事を抜いて参考とし、説明に代える。

辛禡三年二月 北元遣翰林承旨李刺的、賚冊命及御酒海青來

北元遣豆々達來、祭敬孝大王、始行北元宣光年號

同七月 北元遣宣徽院使徹里帖木兒來、請挾攻定遼衛

四年九月 復行洪武年號

五年六月 北元遣僉院甫非、告郊祀改元天元

同七月 遣永寧君王彬如元、賀郊祀改元

十四年四月乙丑 停洪武年號、令國人復胡服

同六月丙午 復行洪武年號、襲大明衣冠、禁胡服

以上により宣光年號使用前後の情勢が察知できると思う。北元は最後まで高麗との昔日の關係を保つことに努め、高麗にも相通するものがあつたこと明かである。辛禡十四年のことは、曹敏修等の擁元派と李成桂等の事明黨との争に原因する。北元の「天元」が高麗に用いられた證左は今のところ見られない。歐亞紀元合表が宣光元年を一三六九年にしてあるのは誤で、次に關係年表を示す。

(干支)	(高麗史年表)	(明年號)	(北元年號)	(西紀)
己 戊 申	恭愍	一七	洪武元	一三六八
庚 辛 戌		一八		一三六九
		一九		一三七〇
	二〇			
四	三	二		
宣光元				
	一三七一			

### (5) 朝鮮使用の年號

壬子癸丑丙寅丁卯戊辰己未庚申

辛禡元年二三六四五三二二三一

一三九八七六五一一一二一〇九八七六五

天元

二元八七六五四三二

一三七二一三七三一三七四一三七五一三七六一三七七一三七八一三七九一三八〇

李成桂を擁して朝鮮國を樹立した人々は當時としては進歩派であり朱子學徒が多かつた。元帝國の在來勢力を信頼する守舊派は佛教信者が多く、儒者の内にも自然と兩派に分れた。李氏朝鮮國が新興の大明の勢力に依存して、新らしい國家體制を作ろうと努力した點は歴然としている。従つて明の正朔を奉じ忠實に使行往來のあつたことも當然である。  
明の洪武二十五年壬申一三九二以後、崇禎十七年甲申一六四四まで二百五十餘年間は、正確に明の年號を使用している。官公文書及び金石誌文は悉くこれを用い、日本に對する國書にも公然とこれを記してある。<sup>〔ii〕</sup>然し一般民衆の日常文獻に甲子のみの慣用されたことは、日本の江戸時代人と同様である。

明の崇禎紀元後も永くその年號を使用したことは、別項の崇禎紀年條を參照せられたい。崇禎九年丙子一六三六は新金が大清と國號を改め崇德と改元した時で、清太宗京城を占領し、翌丁丑正月朝鮮仁祖王は降服して清の正朔を奉ずることとなつた。清に對する國書の外にも稀に崇德・順治の年號を用いたものもあるが、大部分は崇禎紀年または甲子を用い、極力清の年號

を避けていた。日本に對する國書もこの頃は多く干支である。

然し清の聖祖康熙元年壬寅<sup>一六六二</sup>以降は、朝鮮の使臣及び學者にして北京の學者と交り、その學風を學ぶもの多く、自然に年號をも使用する例が増加する。墓碑・神道碑には乾隆何年とするものが少くない。しかし一般には崇禎と甲子を愛用することは朝鮮哲宗の末まで續き、紀年銘の大半を占めている。

高宗甲午<sup>一八九四</sup>以後は開國紀年と自年號を用いたこと別項に述べた。

以上を要約すれば、(一)明初から明末までは明の年號を忠實に使用した。(二)清初に清の正朔を奉じ乍らこれを避け、崇禎年號を繼續し、或は甲子を用いた。(三)朝鮮末に開國紀年または自年號を使用した。

次に清朝年號及び甲子使用の數例を擧げる。

- 崇德四年十二月初八日立  
辛巳十二月日  
順治五年戊子四月日立  
歲金辛卯九月日  
玄默執徐秋八月日立碑  
康熙元年壬寅五月日立  
康熙十五年丙辰四月日立  
嘉慶七年九月十五日承文院上  
時咸豐四年甲寅五月日也
- 仁祖一七（一六三九）（清太宗功德碑）  
○仁祖一九（一六四一）（洪陽清難碑）  
○仁祖二六（一六四八）（常泰寺圓覺碑）  
○孝宗一（一六五一）（金山寺逍遙堂大師碑）  
○孝宗三（一六五二）（深源寺翠雲堂碑）  
○顯宗三（一六六二）（虛白堂大師碑）  
○肅宗一（一六七六）（靈通寺碑）  
○純祖二（一八〇一）（增正交隣志）  
○哲宗五（一八五四）（清州惠政堤碑）

註

而抑可謂過而能改者矣」

(1) 朝鮮は明の使を天使と呼び、明都にゆく使節を朝天使、その使行記録を朝天錄または朝天日記という。清使は勅使または儕使といつたが、北京に行く使は赴京使と呼びその日記を燕行錄・燕行日記として區別した。日本に来る使は通信使、その日記は東槎錄・日本行錄・海遊錄などという。

(2) 高麗史仁宗元年六月庚午條「王答曰：況我先考、以禮事大、以忠述職、雖在海外、心常在於王室」。仁宗四年三月辛卯條、「獨李資謙・拓俊京曰、金吾爲小國、事遼及我、今既暴興、滅遼與宋、政修兵強、日以强大、又與我境壤相接、勢不得不事、且以小事大先王之道、宜先遣使聘問」

(3) 高麗史靖宗元年六月、來遠城に就ての陳情の内

(4) 三國史記眞德王三年「始行永徽年號」の史論に「若新羅以一事事中國、使航貢使相望於道、而法興自稱年號、惑矣。(中略)

聞太宗之誚讓、猶且因循、至是然後奉行唐號、雖出於不得止、

(ハ) 避諱年號

(5) 前節の(3)に詳記してある。三國史記眞德女王二年條  
(6) 三國史年表・高麗史年表の大國年號使用註記は必ずしも正確でない。

(7) 興寧寺碑・無爲寺碑に「大順二年」があるが、實際に使はれたものか、年表による推算か疑わしい。

(8) 全部を朝鮮金石總覽から用例を探つたので、金石文は略稱を挙げた。

(9) 福寧宮主墓誌の紹興二年は三年の誤刻。南部家朝鮮鐘の太和は泰和。

(10) 稲葉岩吉「高麗宣光版禪林寶訓書後」(青丘學叢八)

(11) 室町時代に幕府並に大内氏その他から朝鮮に送る書は、日本の年號或は甲子を以てするのが常である。善隣國寶記によれば稀に明の永樂を使用した例がある。

新羅・高麗では天子又は王の諱名を避ける風があり、地名・人名はもとより、日常の文字も他の文字に代え或は缺筆とする。中國の摸倣である爲めに、中國の皇帝の名を避けて自國の王の名を改めた例もある。新羅聖德王紀に、本名は「隆基」であるが唐の玄宗と同名なるを憚つて興光と改めたとする如き好例である。<sup>(1)</sup> 高麗では太祖の名「建」、惠宗の名「武」、定宗の名「堯」の如きは、金石文・文集その他刊本にも缺筆とするを例とし、他字を以て代えたものもある。太祖の父世祖の名

「隆」も同様である。然し第四代光宗の「昭」・第五代成宗の名「治」は避けないこともある。<sup>(2)</sup>

高麗文宗王の子大覺國師の名は煦、字は義天であるが、宋の哲宗の諱が同名なので、専ら字義天を用いると傳にある。金石文にも、

大覺國師、法諱釋煦、字義天、避西宋國諱、多用字（興王寺大覺國師墓誌）

師諱釋煦、俗姓王氏、字義天、後以名犯哲宗諱、以字行（靈通寺大覺國師碑）

と説明している。同じ例は興王寺圓明國師墓誌にもあり、初名は澄信であつたが、宋の徽宗皇帝佶の名を憚かり、澄儼と改名したという。高麗の文宗の名は初め「緒」であつたのを「徽」と改めたのは、契丹聖宗の名隆緒を避けたかと思われ、高麗仁宗が初名「構」を構と改めたのも、南宋高宗と同名である爲めである。<sup>(3)</sup>

諱名を避けて別文字を使用する例も少くない。たとえば三國遺事王曆に、

後漢虎帝 建虎<sup>乙酉</sup>三十一年

麗第三大虎神王 理二十年

麗第九故國川王一名男虎或云夷模

新羅第一赫居世 理六十年

麗美川王 理三十一年

以上の内、虎は高麗惠宗王「武」の名を避けたもの。しかし新羅文武王を文虎王としてありながら、武烈王は改めていない。理は高麗成宗王の名「治」をさけたもので、三國史記眞平王紀その他に資理通鑑ともある。元の年號至治を至理とする例は後に述べる。<sup>(4)</sup>

以上の如く避諱流行により、王氏高麗時代には、大國の年號さえも別字で表わしたものがある。これを避諱年號として學界の注目を促したのは今西龍博士で、正豐・峻豐の年號を挙げて早く研究を發表している。この種の年號を高麗獨自の年號と考えた學者が多く、今西博士の挙げた宋王應麟の玉海のみでなく、歐亞紀元合表に於てさえも峻豐を高麗年號としている。船貝房之進氏の雜放六にも峻豐を朝鮮年號としているが、海東金石苑の補遺に於ては、羅振玉氏は今西博士と共に避諱として一々注記してある。

今西博士の考證された正豐・峻豐の外に、立炎と至理とがあり、年號使用當時のものでないが立安がある。王應麟の玉海に挙げた正豐・延祥の内、延祥につきては朝鮮に實例が見られず、考察の方法がない。壽昌は避諱でなく、「壽隆」の年號そのものが遼史の誤であるとする諸説を今西博士も紹介して居られる。從來壽昌も避諱と考えられていたので、ここに列記して参考とする。

### (1) 建安—立安

建安は後漢獻帝の年號で、丙子一九から庚子二三に至る二十五年の永きに亘る。高麗太祖の名建を避けて立安とした例が、三國遺事鴨洛國記に見られる。

(首露王) 以獻帝立安四年己卯三月二十三日而殂落

居登王 立安四年己卯三月二十三日即位三十九日

鴨洛國記は遺事に註して「文廟朝大康年間、金官知州事文人所撰也」とあり、金官（金海）州知事が金海加羅國の所傳を記録したものである。この書の避諱は建安當初のものでなく、眞の避諱年號と申し難いが、高麗中期の風習を示すものとして参考になる。尤も三國遺事本文には、建元・建福等の年號をそのまま使用し、建字を避けていない。

## (2) 建隆—峻豐

建隆は宋太祖の即位と共に建元したもので元年庚申九六〇に初まり四年癸亥九六三十一月に乾徳と改元している。高麗光宗即位十二—十五年に當る。

高麗光宗は即位と共に光徳元年を立て、四年まで使用し、即位五年癸丑に後周の廣順三年を用いたこと前節に述べた。廣順に次で後周の顯徳を使用した例は、

顯徳元年七月十五日樹此豐碑（太子寺白月栖雲塔碑）

維顯徳參年大歲丙辰正月廿五日記（波上宮退火郡大寺鐘）

顯徳五年歲集敦牂秋八月缺五日（高達寺元宗大師碑）

顯徳五年歲次敦牂八月十五日立（玉龍寺洞眞大師碑）

顯徳は元年から五年九五四一までの實例がある。後周は顯徳六年己未までで亡び、翌年正月宋太祖に位を譲つていて。宋太祖は建隆四年癸亥に乾徳と改元して六年戊辰九六八の十一月に開寶と改元した。乾徳の用例は、

大宋乾徳二年甲子七月二十日甲午也（浮石寺圓融國師碑）

乾徳三年歲在乙丑五月辛未朔二十一日辛卯立（鳳岩寺靜眞大師碑）

乾徳九年歲次辛未十月二十一日（高達寺元宗大師碑）

等があり、中間の建隆の年號例のみを見ない。建隆一一四年に當る部分に峻豐の年號を使用している。

峻豐二年漸次抵國清寺（居頓寺勝妙塔碑）

維峻豐三年大歲壬戌三月二十九日鑄成（龍頭寺鐵幢竿記）

峻豐四年癸亥九月十八日古彌縣西院鑄鍾記（竹原照蓮寺鍾）

居頓寺碑の峻豐二年は圓空國師が吳越の永明寺から國清寺に移つた過去の事を記したもので、この碑にはその前後に後周廣順三年・宋開寶三年の年號を擧げ、峻豐と共に當時高麗に實際使用された年號を誌している。古彌縣の峻豐四年鐘には、初に「伐昭大王」とあつて、高麗光宗癸亥の年なること疑うべくもない。

既述の如く、光宗の年號光德は元年己酉—四年壬子に至り、翌癸丑年から後周の廣順三年が使用された。高麗史に光宗二年辛亥十二月始めて後周の年號を行うとあるは誤である。周の顯德六年と宋建隆元年の用例はなく、建隆二年から四年は高麗に於ては峻豐と改めて使用したこと確實である。高麗史光宗世家十四年癸亥條に「冬十二月行宋年號宋遣冊命使時贊來」とあるは正しく、前年李興祐が宋に使し、此年宋冊封使が正朔をも齋らしたものと思う。然し年表に「十二月始行宋年號」の「始」の字は誤である。光宗己未の年までは後周・吳越とも往來し、庚申には國亂により公の往來も止み年號を用いず、辛酉から宋太祖の年號を私に用いたものか。今この前後の年表を作製して示す。

(干支)	(高麗王)	(高麗年號)	(高麗使用中國年號)	(中國年號)	(西紀)
己酉	光宗	元	光德	元	九四九
庚戌			二		九五〇
辛亥	壬子	光德	三		九五一
壬子	癸卯		四		九五二
癸卯	甲辰	元	五		九五三
甲辰	乙巳		六		九五四
乙巳	丙午	顯德	七		九五五
丙午	丁未		八		九五六
丁未			九		九五七

五	九五八	九六〇	九六一	九六二	九六三	九六四	九六五	宋建隆	元	六	五
"	"	"	"	"	"	"	"	宋	建隆	元	"
三	宋	建隆	二	二	三	三	三	宋	建隆	元	九五八
二	(峻豐	二)	(宋)峻豐	二	二	二	二	(峻豐	二)	二	九六〇
一	(	(三)	(宋)峻豐	二	二	二	二	(	(三)	二	九六一
二	四	(四)	(宋)峻豐	二	二	二	二	四	(四)	一	九六二
三	一	一	(宋)峻豐	二	二	二	二	一	一	一	九六三
四	五	一	(宋)峻豐	二	二	二	二	五	五	一	九六四
五	六	一	(宋)峻豐	二	二	二	二	六	六	一	九六五
六	七	一	(宋)峻豐	二	二	二	二	七	七	一	九六六

この年表を一覽することにより、高麗が中國五代の争亂時に、時に自年號を立て、時には大國の正朔を奉じた状況が知られる。

峻豐が宋の建隆の文字を代えたものであること、今西博士の説く通りで、太祖王建の建を避けて峻とし、世祖隆の名を避けて豊としたものである。高麗史年表毅宗十年（丙子）條に金正隆元年を「正隆之隆、避世祖諱、以豐字代之」とあることはこの場合にもあてはまる。高麗史世家の光宗條は缺脱多く簡略に過ぎ、峻豐使用の事情など知るべくもない。高麗史の編修者は峻豐の年號使用を知らなかつたか、知つても解釋に苦しみ省略したものと思う。

建隆の避諱を敢てした光宗代に、光宗の名昭を避けない例を挙げて今西博士は疑問としている。廣島縣竹原の照蓮寺の朝鮮鐘に、

伐

昭大王當縣廳規沙干

峻豐四年癸亥九月十八日 古彌縣

西院鑄鍾記

とあるを指し、伐昭大王の昭字をいふ。「伐昭」は「光ル」の朝鮮訓なることを鮎貝翁は雜攷に詳説されたが、光宗の謚號の字日華も同訓で、新羅以來半島人は人名を訓讀することが多かつた。従つてこの文は「伐昭」であり昭字に拘泥する必要はない。<sup>(5)</sup>

### (3) 壽隆—壽昌

今西博士は「峻豐正豐等の年號」に於いて、「遼の年號壽隆の如きは、之を奉ぜし高麗に於て何字に作りしか不明なれども、延祥に作りしとは思はれず」として、玉海の延祥を解釋しようと試みられたことが窺はれる。しかし平子鐸嶺・稻葉君山兩氏の書翰を紹介して、遼の道宗の年號は壽昌であつて、遼史のみに壽隆とあることを明かにされた。<sup>(6)</sup>

壽隆又は壽昌は遼の道宗耶律洪基の年號で、乙亥<sup>九五</sup>から庚辰<sup>一〇〇</sup>まで六年續き、翌辛巳に天祚帝が乾統元年と改元したものである。高麗史獻宗世家元年乙亥に「秋七月戊戌行遼壽昌年號」とあり、年表には壽隆元年乙亥から六年庚辰までを擧げている。高麗の金石文には、金山寺慧德王師碑の壽昌元・二年を始とし、三年・五年の實例がある。別に大覺國師義天の

續藏刊本に、

壽昌二年丙子高麗國大興王寺奉宣雕造（華嚴演義鈔第十八—東大寺藏）

壽昌<sup>(三)</sup>二年丁丑高麗國大興王寺奉宣雕造（同上第二十卷—東大寺藏）

壽昌五年己卯高麗國大興王寺奉宣彫造（涅槃經疏—松廣寺藏）

の三例が見られる。遼史をうけて高麗史年表に壽隆とし、爾後の年表も多くこれを踏襲し、従つて壽昌は高麗に於ける避諱年號と考えられるに至つたのである。然るに平子氏の指摘された如く、四庫全書總目提要に、中國に於ける壽昌年號の例が多數擧げられ、遼大憫忠寺碑外確かな實例が増加して來た。但し如何にして遼史のみが壽隆としたかにつきては、更めて考

察の必要がある。

#### (4) 建炎—立炎

宋の高宗は靖康二年丁未二七五月に南京に即位して建炎と改元した。高麗仁宗の初は宋の宣和の年號を使用したが、世家四年丙午に金都に使を送り上表して臣と稱した。金の天會四年の年號を使用した例のあるのはその爲めである。然るに建炎二年戊申に宋使が来て二帝の安否を探ることを依頼したのは有名の事實で、宋との往來もあつた。この頃には金の天會と宋の建炎とが並び用いられた。

高麗の金石文に建炎を立炎とした例がある。いうまでもなく太祖の名「建」を避けて「立」としたのである。

於大宋立炎四年庚戌七月十日感疾卒（王字之妻金氏墓誌<sup>(7)</sup>）

立炎四年秋八月特賜謚曰眞樂公（文珠院重修碑）

文珠院重修碑の末には「大宋建炎四年庚戌十一月日靖國安和寺住持傳法沙門坦然書」とある。碑文の撰者は金富轍なること東文選六十に載せられて明かである。萬曆重刊の東文選には立炎を建炎に作つてあるが、金富轍の原文には立炎四年とあつたものと思われる。坦然が碑文清書に當り建炎四年の刊石記を附加したものである。立炎と書くのも上記の二例以外に見ないが、建炎の用例も金石文にはこれのみのようである。

建安を立安と書くと同じく、高麗中期には建を立と避諱した好例である。

#### (5) 正隆—正豐

正豐の避諱年號につき最初に學界に報告された今西博士は、和田雄治博士が石受珉墓誌により五月朔戊寅十九日丙申を推算して一一六〇年としたことから正隆の年號と知つたと言つてゐる。正豐の用例は

正豐元年丙子十月日白雲子記（遺事文珠寺石塔記）

正豐二年七月日（朴得齡墓誌<sup>(8)</sup>）

大金正豐三年秋廣智大禪師卒（廣智大禪師墓誌）

正豐五年六月二十八日告疾（崔誠墓誌）

正豐五年庚辰三月（金純墓誌）

正豐六年四月十日壬子老病而卒（王惣墓誌）

正豐六年辛巳四月二十日卒于家（金臣璉墓誌）

" 九月二十一日（尹裕延墓誌）

" 九月九日卒（崔允仁墓誌）

正豐六年辛巳大金年號本朝毅宗卽位十六年也九月郡中古薄碑補記（遺事寶壞梨木）

正豐七年壬午二月二十七日（李仁榮墓誌）

" 五月十日丙午葬于屯山（金之瑩墓誌）

以上以外にもいくつかを提示できる。高麗史の編修者も正豐年號を知つて、年表の毅宗十年條下に「正隆之隆、避世祖諱、以豐字代之」と註している。毅宗卽位前から専ら金の皇統を用い、天德・貞元に次ぎ正隆を正豐として使用している。

正隆は海陵王の丙子五六二月に元を改め、世宗の辛巳一一十月に正隆六年を大定元年とした。然るに正豐七年の墓誌が二例もあるが、これは金の世宗が海陵王を殺して卽位する等のことから、壬午十一月に至り漸く高麗に卽位を告げた爲めである。

(干支)	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未
(高麗王即位)	一	二	三	四	五	六	七	八
毅宗	毅宗	毅宗	毅宗	毅宗	毅宗	毅宗	毅宗	毅宗
(年表)	一〇	一一	一二	一二	一三	一四	一五	一六
(金年號)	正隆元	正豐元	二	二	二五七	二五八	二五九	二六〇
(高麗用例)	西紀	西紀	西紀	西紀	西紀	西紀	西紀	西紀
大定	大定	大定	大定	大定	大定	大定	大定	大定
三	二	三	四	五	六	七	八	九

## (6) 至治—至理

「治」は高麗第六代成宗王の名であるが、これを避けて「理」とした例が三國遺事王曆に多いことを前に説いた。元の英宗至治二年を至理二年とした例がある。

至理二年冬十月感疾移錫于松林寺（瑩源寺寶鑑國師塔碑）

今のところ僅かに一例に過ぎないが、避諱年號の最後の例である。至治元年辛酉<sup>一二</sup>は高麗大尉王（忠宣）が西蕃に流された年に當る。

## (7) 宋曆

大華嚴首座圓通兩重大師均如傳に、佛讚歌の詩譯序（翰林學士清河崔行歸序）を引いて、

宋曆八年周正月日謹序

とある。鮎貝翁の雜攷六に宋曆の用例なく、周正未詳と言つてゐる。崔行歸が開寶六年癸酉<sup>三九七</sup>に卒した均如の同時の人と

すると、後唐・後晋・後周の頃では類似の年號なく、宋の慶曆八年戊子西紀一〇四八  
高麗文宗二の誤脱とすれば年代に稍々開きが出て来る。後考を待つこととする。<sup>(10)</sup>

「周正」は建子の月を歲首とし、冬至の月を正月となすをいう。冬至前約半月に春が初まる事となる。この文の「周正月日」がそれを意味するか否かに疑問がある。宋曆の語と共に他の例を待つこととする。

### 註

(1) 舊唐書新羅傳に「興光本名與太宗同、先天中、則天改焉」とあるによると、聖德王は則天武后に奏して改めたと見える。他王にもその例あるか。

(2) 高麗太祖は建ではなく王建が本名であることは、高麗世系に引く金寛毅の説に明で、作帝建—隆建—王建と父子三代同名はあり得ないし、建・堅・萱・劍の字を附けた名は新羅末に多い。王を姓とし、建としたのは建國後である。建國の四臣、洪儒(初名洪術)・裴玄慶(白玉衫)・申崇謙(能山)・ト智謙(ト砂瑰)の改名を見ても知られる。

(3) 高麗文宗の時には契丹の封冊使が來り、契丹の年號を使用している。仁宗は宋・金兩國と往來し、兩國の年號を使用しているが、宋に心事した。

(4) 三國遺事には治を理に改めたものと、治のままのものも少くない。王曆には治・理混用している。

(5) 新羅の歴代王名が訓讀であったことは赫居世以下一々例示できる。脫解—吐解、伐休—發暉、味鄒—未昭、奈勿—那密、智

大路—智度路—智哲老—智訂その他極めて多い。金石文にも憲

安王龍靖を「情王」(寶林寺鐵佛銘)、景文王凝廉を「凝王」、憲安王を「憲王」(寶林寺北塔誌)とする例がある。又高麗では諱號・陵號で王を呼ぶことが多いが、諱名を俗訓で呼ぶ習慣は新羅以來繼續したらしい。太祖の王建も本來は俗訓よみであつた。又高麗では宣王(宣宗)・肅王(肅宗)・睿王(睿宗)と呼ぶ例が文献に多い。

(6) 今西龍「壽隆の年號に就て故平子尙氏の所説を紹介す」(考古學雑誌一一一〇)

(7) 藤田亮策「朝鮮金石瑣談」(内高麗王字之妻墓誌參照)(丘學叢二〇)

(8) 墓誌は朝鮮金石總覽・海東金石苑に據る。これらの金石書に採録されていない高麗墓誌約五十基は、京城の國立博物館に保管されている。

(9) 三國遺事王曆には治何年を理何年とする。部分的に治何年とあるものは、後世の改板改刻の際の修訂にかかるものと思われる。

- (10) 均如傳の後序に「咸雍十一年正月日」とあり、遼の大康元年(一〇七五)に當る。均如の生年の紀事にも明確を缺くものがいる。崔行歸の翰林學士内議承旨知制誥は高麗成宗頃の官制と思われ、天福・開寶・太平興國に八年がある。

## 補註

(1) 徐覗の宣和奉使高麗圖經卷四〇同文條に、事大と正朔に關する著者の見解が端的に述べられている。その一斑を左に示す。「臣、麗人の中國に事うるを見るに、その尊號を降し正朔を班たんと請うに、勤々懇々口に絶たず。強虜に迫らるるに及んでは革面して之に從う。而かも乃ち朝廷を心うて萎頹蠭慕す。

- (2) (中略) 然りと雖も近きは服し易く、遠きは懷き難し。麗境の帝封を望むが如き、邈として大海の外にあり。(中略) 虜人は朝に馬を發てば夕には已に鴨綠に水飲ますべし。嘗て大敗衄して初めて之に臣事しその年號を用う。終に統和開泰凡そ二十二年。王詢(顯宗)北虜を大破するに及び、復た中國に通ず(下略)」また高麗が遼の太平二年から十七年までの年號使用のこと、金が遼を亡ぼすに至り正朔を奉ぜず、歲次紀年を以てすることを知つて記述している。

(2) 前書に遼史の壽隆を壽昌として記載している。

(東京藝術大學教授)